

政策資料

No.326 《復刊221号》
1993年11月1日

巻頭言 関山信之 1

〈特集〉

臨時国会に臨む

○細川内閣総理大臣所信表明演説	2
○衆議院本会議代表質問（日野市朗）	7
○参議院本会議代表質問（鈴木和美）	13
○政治改革四法案要綱	19
・公職選挙法の一部を改正する 法律案要綱	19
・政治資金規正法の一部を改正する 法律案要綱	28
・政党助成法案要綱	30
・衆議院議員選挙区画定審議会設置 法案要綱	35

〈資料〉

○経団連による企業献金斡旋の廃止について	37
○緊急経済対策（経済対策閣僚会議）	38
○環境基本法政府案の再提出に際しての要望事項	46
○異常気象農業災害対策に関する申し入れ	48
政策の焦点	
I 緊急経済対策について	49
II 規制緩和への対応と提言	52

ともかく、やたらと忙しい。
「後悔先に立たず」というのが就任十日目の率直な感想である。

ちなみに、先週、スケジュールがもつとも立て込んだのは一九日の水曜日で、一日で一一省五団体の陳情、ヒアリングと四つの会議を一五分、三十分刻みでつきあわされた。

策形成や法案いじりに時間を費やしているいとまがないのである。

①自衛隊法の改正、②減税と消費税、③新幹線問題、④米の緊急輸入とガットウルグアイラウンド、

⑤PKO、国際協力、⑥日ソ領土問題、⑦北朝鮮核検査問題、⑧税制改正、⑨平成六年度予算編成、とざつと数えあげても十指をこえ

る。

この期に及んでは、私はもはや開き直るしかない。

考えてみれば、今まで、時の政権与党の自民党はこの現実政権のさばきを通じて、利害調整や、

利益誘導を進め権力の基盤を築き

培ってきたのだ。

私たちは今こそ、これを逆手に利益誘導を進め権力の基盤を築き

培ってきたのだ。

再編創造の幕開けに

言頭巻



関山信之
政策審議会会长

しかも殆んど連日この調子で、宿舎に帰れば帰ったで新聞記者諸君の波状攻撃が待っている。正直たまたまものではない。

しかし、一日たち二日たちするうちに、これが連立与党の政審会長の現実なのだと知らされるに至った。

ここでは、あるべき将来の政策体系や現実から一步でも離れた政

連日連夜悪戦苦闘を強いられてい

体し尽くさなければならない。

その意味では政権の成立は、その端緒を開いたにすぎないのだ。

社会党政策審議会は、当面この解体屋の主力を担ってがんばりたいと思う。

幸いにして、嶋崎元会長時代の「中期社会経済政策」があり、伊藤さんの「新しい世界と日本」があり、早川さんの時代の「シャドー」の実績と、日野前会長の連立創生期のレールの敷設など、数えきれない財産と有能な書記局員の皆さんのがり解体の道具にこと欠かない。

また、党の周辺にはそれでもまだ党のことを心配してくれる澤山の学者、専門家の皆さんがある。労組の調査部もある。政権与党ともなれば役所の中にもシンパが出てくるだろう。今は、あらゆる力を結集して、この難局をのりこえたい。そして、一日も早く、解体期から再編創造の時代に向かって、私たちの政策的定點を定め、未来を創る「政審」に歩みを進めていきたいと思う。

しばし茫然“というほかはない。
気を取り直して周囲を見廻せば、
自民党一党支配の解体期の政権と
して位置づけてきた。

私は、細川連立政権の成立を、
自民党一党支配の解体期の政権と
して位置づけてきた。

政治改革とあらゆる分野での形
骸化した民主主義の復権を通じて、
私たちの政策的定點を定め、未来
を創る「政審」に歩みを進めてい
きたいと思う。

一九九三・九・二二

第一百二十八回国会における

細川内閣総理大臣所信表明演説

適切に処理していかなければならない待ったなしの課題が控えています。このため、新政権といたしましては、「政治改革」、「行政改革」、「経済改革」の三つの改革を中心におき、国政の運営に取り組んでまいり所存でござります。

新政権の政策理念およびその目指す方向については、前回の特別国会において、既に明らかにいたしたところであり、今回は当面する諸課題に対する新政権としての対処の方針を申し述べ、国民の皆様方のより一層の御理解と御協力を願いたいと存じます。

天皇后両陛下は、イタリア、ベルギー、

ドイツ御訪問の旅を終えられ、去る九月十九日に無事帰國になられました。今回の御訪問は欧州と我が国との長い友好親善の歴史に新たな一ページを加えるものであり、これによつて国民相互間の交流が更に深まることを確信いたします。

(政治改革法案の成立に向けて)

方の御負託に答えていけるかどうかは、当面する国政上の課題に対して具体的な成果を打ち出していくかにかかるており、まさにこれからがわれわれにとっての正念場であると認識しているところであります。

まず、我々がやらなければならぬことは、政治への国民の信頼を回復することであることは申すまでもありませんが、経済の緊急状態への対処や、中長期的な経済社会構造の変革への着手、激動する国際情勢への対応など、国民の皆様方の熱い期待を担つて連立政権が成立して以来、約一か月半が経過いたしま

(はじめに)

国民の皆様方の熱い期待を担つて連立政権

めているのみならず、我が国の国際的信用の失墜すら招きかねない状況であります。もはや政治改革に一日の猶予も許されず、政治改革を断行して新たな体制の下で、国際国家としての責任を果たし、国民生活の安定と向上のための政策展開に果敢に取り組んでいかなければなりません。

選挙制度改革を含めた抜本的な政治改革を断行するということは、政治活動の土台を大きく動かすものであるだけに様々な意見や利害の対立があることは当然のことであります。しかしながら、ここでまた政治がみずからの一改革に尻込みするようなことであれば、政治への不信はいよいよ決定的なものになってしまいますばかりか、政治へのあきらめや無関心が更に広がりかねないことを我々すべての政治家がしつかりと自覚することが何よりも肝要であります。

政府は、今国会に、公職選挙法改正案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法改正案、政党助成法案の四法案から成る政治改革法案を提出し、その成立に力を尽くしてまいりましたが、国会におかれましても法案の早期成立に向けて実り多い御論議をいただきますようお願い申し上げる次第であります。

選挙制度いかんによっては議会制民主主義が形骸化したり機能不全に陥りかねないとい

う意味において、選挙制度は言うまでもなく議会制民主主義の根幹を成すものであります。現行の中選挙区制の下では、いわゆる同士討ちが避けられず、選挙は必然的に政党間の政策論争というよりは候補者個人間の競争にならざるを得ないという要素を内在しております。これが政策課題に対する政治の対応を不十分なものとし、また、「政治と金」をめぐる様々な問題を生じさせる大きな要因となってきたことについては、これまでの国会論議を通じて既に共通の認識が得られているものと私は考えております。

また、この中選挙区制の下で長年にわたり政党間の勢力状況が固定化してきたことが政治における緊張感を失わせ、政策論議がなおざりにされるとともに政治腐敗の温床ともなってきたことを考えますならば、今こそ、現行中選挙区制を思い切って改革し、政策中心、政党中心の選挙制度を確立することが必要であります。

そこで、この度の公職選挙法改正案では、小選挙区二百五十名、比例代表二百五十名の二票制による小選挙区比例代表並立制の導入を図ることとし、これによって、国民の政権選択の意思が明確な形で示され、顔の見える小選挙区制の特性と多様な民意を国政に反映させるという比例代表制の特性とがあいまつて、より健全な議会制民主主義を実現できる

ものと期待する次第であります。なお、小選挙区の画定については、公正を期するために政府内に衆議院議員選挙区画定審議会を設置し、その勧告に従って区割法案を策定することといたします。

さらに、国民の政治不信の直接の原因となつた政治腐敗事件がこれ以上発生しないようするためには、毅然とした腐敗防止措置を講ずることが不可欠であります。この度の法案では政治家個人に対する寄附を禁止するとともに、企業等の団体献金については政党、政治資金団体に対するものに限り認めることといたしましたほか、政治資金規正法違反者の公民権の停止や、選挙違反に対する連座制の拡大、罰則の強化などの措置を講ずることとしており、こうした一連の措置は、政治腐敗の防止に大きな効果を持つものと確信いたしております。企業団体献金の存否について様々な御意見があることは承知いたしておりますが、私としては、企業団体献金にできる限り依存しないことが望ましい姿であると考えており、この度、企業団体献金の廃止に向けて大きく一步を踏み出すこととした次第であります。しかしながら、現実問題として政治活動に一定の金がかかることも事実であり、いわば健全なる民主主義を実現するコストとして一定規模の公費助成の導入など条件の整備を図ることが必要であります。今回の改革

案では政治団体の政治資金収入の公開基準を大幅に引き下げるなど資金の透明性の確保を図ることとしており、何とぞ国民の皆様方の御理解を頂戴いたしたいと存じます。

国民の政治への信頼を回復することが政治改革の最大の眼目であります。官・業の癒着により硬直化した構造によって阻まれてきた地方分権、規制緩和等の行政改革の推進、生活者重視の政策への転換、国際社会と調和のとれた経済社会構造の実現など、今我が国に求められている「変革」を強力に推し進めるための起爆剤ともなるものであります。

与野党を問わず政治改革の必要性と意義については認識を共有していると思っておりますが、国民生活に直結する諸課題に本格的に着手し、一日でも早く具体的な成果を挙げていくため、私は国会の御協力を得て何としても今会期中に政治改革の実現を図る決意であります。

(経済の緊急状態への機動的対応と

経済社会構造の変革のために)

個人消費の伸び悩みや民間設備投資の低迷、急速な円高、冷夏の影響なども加わって、我が国経済は誠に厳しい状況に置かれしており、中小企業の方々の御苦労は言つまでもなく、将来に対して懸念を抱かれている国民の皆様

方も多いのではないかと思います。このように景気の低迷が長期化、深刻化している背景には、バブル経済の崩壊とそれに伴う企業の資産内容の悪化があり、また、広範な分野における内外価格差に象徴される我が国経済の非効率な制度やシステムの存在などの構造問題が、真に豊かさを実感できる消費生活の実現や企業家精神に基づくダイナミックな事業活動の展開を阻害していることも見落とすことはできません。

景気が回復に向けて本格的に動き出すためには、日本経済の主役である民間部門がその潜在的な活力を十分に發揮していくことが肝心であり、長期化する不況から脱出するためには、今政府が行うべきことは、こうした民間の活力が最大限に發揮されるよう、将来に対する不透明感、閉塞感を払拭するための可能な限りの努力を傾注することにあると思います。こうした認識の下に、私は、内閣が成立して間もない八月後半に緊急経済対策関係閣僚会議を開催し、この度、規制緩和、円高差益の還元に加えて、円高の影響や災害による被害への財政措置を伴う対応等国民が直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応し得る幅広い諸施策を取りまとめ、早急に実施に移すこととしたところであります。

規制緩和については、経済活性化や内需拡大、輸入促進に直接的な効果のあるものを重

点的に実施するという観点から、通信・放送事業の新しい展開や小口生産のビール製造など新たな事業の創出や事業拡大に結びつくもの、ガス料金や運賃など公共料金の弾力化に結びつくもの、食品の日付表示の改正や自動車検査の緩和など国民生活の利便の向上につながるものなど、全体で九十四項目の広範多岐にわたる規制緩和を行うこととしたところであり、その経済効果は相当大きなものと期待いたします。

また、円高差益の還元についても、電力・ガス、国際電話料金等の差益還元や鉄道・航空運賃等の割引料金の拡充等を早急に実施することとしました。また、こうした公共料金に限らず、食品・医療・雑貨・化粧品・ガソリン等国民生活に身近な一般輸入消費財等についても円高のメリットが速やかに還元されるよう、関係業界に対し必要な要請を行うことといたします。円高差益の還元が本当に実効あるものとして実施されるよう、政府としても引き続き国民の皆様方の御意見に耳を傾けるとともに、有用な情報の提供に努力してまいりたいと存じます。

現在の困難な経済状況を克服するためには、こうした努力が重要なことは言うまでもありませんが、景気回復への弾みをつけるためには、より速効性の高い施策を機動的に実施していくことも不可欠であります。そこで、今

回の取りまとめに当たっては、四月に決定した経済対策等の着実な実施に加えて、頻発する災害や異常な冷夏、急激な円高等がもたらした深刻な事態に適切に対応するために、集中豪雨や台風等により被害を受けた地域の災害復旧事業等を早急に実施に移すとともに、極めて厳しい経営環境におかれている中小企業の方々の活性化を支援するための法的措置を含めた各種の支援措置をきめ細かに講ずることや雇用対策の充実・強化、金融円滑化のための施策などを実施することといたしております。また、将来の発展基盤を確保しつつ、真に豊かさが実感でき、国際社会とも調和のとれた活力ある経済社会を構築するという中長期的な目標に向けて着実に歩みを進めるためにも、十万戸の貸付枠の追加や税制の充実など画期的な住宅投資の促進、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進、構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置、輸入拡大に関する基本方針の策定等の対策を講ずることといたしました。

政府としては、対策の着実な実施に全力をあげるとともに、今後の景気動向や雇用情勢等に細心の注意を払い、景況感がこれ以上冷え込むことがないよう、機動的な経済運営に努めてまいりたいと思っております。

種々論議のある所得税減税の問題につきましては、誠に深刻な状況に立ち至っている財

政の現状を考えますと、その財源を特例公債に求めることは避けなければならず、所得・消費・資産等の均衡のとれた税体系を構築するなかで取り組んでいくべき課題であると考えております。先日の税制調査会総会に私自身も出席し、所得税減税を含めて直間比率のは正など税制の抜本的改革について十分御審議をいただき、適切な指針を出していただけます。私は税制調査会での検討の成果を尊重し、国民の皆様方の御意見に十分耳を傾けながら税制改革に取り組んでまいりたいと考えております。

本格的な高齢化社会の到来に備えると同時に、国際社会とも共存可能な経済構造を実現していくためには、まず第一に、潜在的に活動がある今のうちに、良質な社会資本の整備などを進めるこことによって、国民生活の一層の向上を図ってまいらなければなりません。

ひいてはこれが新たな需要の創造や経常黒字の縮小にもつながるものと考えております。そこで、住宅や公園、廃棄物処理等の生活環境・福祉施設、都市交通網等の整備など消費者・生活者の利便の向上に直接つながるもの

を重点的に整備していくとともに、研究開発施設の整備・高度化、教育期間や行政の情報化の推進など将来に向けた発展基盤の構築に資するものについても着実に進めていくこと

が重要であると思つております。このような観点から、今後の財政運営に当たっては、財政改革を強力に推進しつつ、限られた資金の重点的、効率的配分に努めてまいります。

第二に、政府規制の緩和や新しい時代にそぐわくなった旧来の競争制限的な制度や慣行の改革などを推し進め、内外価格差の是正を通じた消費者利益の増大や経済効率の一層の向上、広く内外に開かれた経済社会の実現を図つてまいらなければなりません。今回取りまとめを行つた規制緩和策や円高差益の還元は、こうした方向に向けた第一歩とでも言つべき性格のものであり、今後とも継続して規制緩和等を進めていくことが肝要であります。また、十月中旬に予定されている官民の役割分担の見直しや縦割り行政の弊害是正などについての行革審答申についてもしっかりと受け止めさせていただきたいと考えております。

経済社会構造の変革という中長期的な目標に向かって着実に歩みを進めていくためには、様々な政策が一つの方向に向かって整合性のとれた形で展開されることが重要であります。そこでこの度、民間の有識者の方々から成る経済改革研究会を設置し、先般、早速第一回目の会合を開いたところでございます。今後、我が国経済社会の在るべき姿とそれに対する必要な政策対応などについてご検討いただき、

年内を目途として取りまとめをお願いいたしております。その検討結果を踏まえて早急に新たな経済社会を構築するための対策に取りかかってまいりたいと考えております。

なお、政府としては、今国会に環境基本法案、行政手続法案の提出を予定しておりますが、これらは、それぞれ今後の環境政策の総合的展開、公正で透明な行政の実現を図るという意味において、中長期の対策を実施するための土台ともなる法案であり、早期成立を目指して最善を尽くしてまいりたいと存じます。

(国際社会の中で信頼される国となるために)

今日の国際情勢は、極めて不透明で流動的な状況にあり、世界経済の低迷、ボスニア等における地域紛争、北朝鮮等での核兵器拡散の懸念、飢餓や貧困に悩む開発途上国や地球環境の問題など世界には困難な問題が山積しております。これを克服し、冷戦後的新たな平和秩序を構築することは歴史的課題であり、我が国としてもこれらの世界的な諸問題の解決に積極的な役割を果たすことによって、国際社会の中で一層信頼される国としてできる限りの責任を果たしてまいりたいと存じます。

先日来、カンボディアのPKO活動に参加していた我が国の隊員諸君の帰国が始まっています。

おりますが、改めてそのご苦労に対し敬意を表する次第であります。私は、我が国が平和憲法の下に国連の平和維持活動に対し積極的な貢献を行うことは、国際協調を掲げ、恒久の平和を希求する我が国の理念にも合致するものであると考えております。今後とも国民の十分な御理解を得つつ、このような国連を中心とした世界の平和と安定のための国際的努力に対し我が国としてなし得る役割を着実に果たしてまいりたいと存じます。国会の御了承がいただければ、今月末の国連総会に出席し、こうした考え方の表明と共に併せて、国連改革・国連強化に取り組む我が国の姿勢などについても私の考え方を申し述べたいと思っております。

また、国連総会出席の際にクリントン米国大統領と会談できることになれば、共に「変革」を訴える同世代の指導者として、日米の二国間関係や国際社会の直面する諸課題について胸襟を開いて率直に意見を交換し、信頼と協力の関係を築いてまいりたいと考えております。特に、経済面では、日米両国が協力して世界経済の運営に責任を果たしていくことが重要であり、今月から始まった日米包括経済協議に当たっても、地域的意味合いを有する諸課題に対し両国が共同して取り組むとともに、我が国として内需中心のインフレな

自主的な努力を進め、また、米国の財政赤字削減、国際競争力強化等の政策課題についても同時に改善を求めるなど建設的な運営に心掛けまいりたいと存じます。

これから年末までの外交予定を見ますと、十月上旬には東京でアフリカ開発会議、十一月中旬には米国でアジア・太平洋経済協力閣僚会議に引き続き非公式首脳会議の開催が検討されているほか、エリツィン・ロシア大統

領の訪日なども期待されるところであります。また、ジュネーヴを中心にウルグアイ・ラウンド交渉の年内妥結に向けた最終的な調整も行われることになっております。私は、我が国に寄せられる各国の期待を十分認識しながら、国際国家としての自覚を持って世界の平

和と繁栄のために可能な限りの寄与を行い、一貫した姿勢でその責任を果たしていくなければならないと思っております。ロシアとの関係については、北方領土問題を解決し、国交の完全な正常化が実現するよう、粘り強い対応を行ってまいるとともに、ロシア国内の改革に対し応分の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、中東和平交渉の画期的な進展を踏まえ、中東における平和の実現のため、我が国としても協力してまいりたいと考えております。

(結び)

終戦から今日に至るまで我が国は、経済成長や産業の発展という目的に向かってわき目にふらずにひたすら走り続け、いつの間にか経済大国と言われるまでになりました。その間の先輩各位の御努力には深く敬意を表する次第であります。一方で、国全体の発展の名の下に犠牲にし、見過ごしてきたことが少なからずあったことも事実であります。

国民の皆様方には、これほど努力し世界有数の経済力を有するに至ったにもかかわらず、豊かさを実感できないのはなぜか、また、必ずしも世界の国々から十分な尊敬をかち得ているという実感が持てないのはなぜだろうかといった戸惑いを感じておられる方も多いのではないかと思います。およそ半世紀にわたって慣れ親しんできた価値観や制度を根底から見直し、変革することに苦しみや抵抗を感じるのは当然のことと思いますが、時代が大きく変貌を遂げつつあるなかで、将来への展望を明るいものとするためには、これはどうしても踏み越えなければならない試練であると存じます。

「政府は帆であり、国民は風であり、国家は船であり、時代は海である」という言葉がございますが、今こそ、国民の皆様方一人一人が我が国の向かうべき方向について声をあげ、また、政治家がそれに応えなければならぬ時であります。政治改革はそうした国民の皆様方の声を国政に反映させるための重要な第一歩であります。我々の目の前にはもはや猶予を許されない、決断をしなければならない課題が山積しております。私は、一日でも早く政治改革を成し遂げ、国民の皆様方

ない時であります。政治改革はそうした国民の皆様方の声を国政に反映させるための重要な第一歩であります。我々の目の前にはもうや猶予を許されない、決断をしなければならない課題が山積しております。私は、一日でも早く政治改革を成し遂げ、国民の皆様方

とともに確かな手応えとして豊かさを感じられる明日に向けて、しっかりと第一歩を踏み出してまいりたいと思います。

国民の皆様方と議員各位の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。



細川総理の所信表明演説

に対する代表質問

日本社会党・護憲民主連合
日野市朗

はじめに

そのとき、私とあなたとは、国政上の大事な事柄について、互いに共鳴しあいました。

日本社会党の一員である私と、あなたとは、政策の細部において違いがあつたにしても、日本をどのような国にしたいのか、日本の社会は、どのようなものであるべきかなど、大筋において、意見は一致しました。

その志において、一致したといつていいであります。

私は、新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブの四党会派の理解を得て、日本社会党・護憲民主連合を代表して、細川総理の所信表明演説に対し、質問致します。

総理、私はいま、ある雑誌の新春対談を収録したときのことを、感慨深く思い出します。

その志において、一致したといつていいであります。

その当時、私はあなたが、この時期、総理

ならないと思います。

大臣となるであろうとも、私がその所信に質疑を行うであろうことも、全く予想してはおりませんでした。

時はうつり、細川内閣が生まれました。

私はその対談の際に示された、あなたの考えを肯定し、ともに共通する目的の実現にむけて、行動しようとの思いから、細川内閣の与党の一員であることに、なんのためらいもありません。

あなたは、その対談で、政権の交替をかたり、政治改革を行って、政官業の癒着を断ち、失われてしまった分配の正義を取り戻すのだと語りました。

そして、政治改革を果たし、個人の能力や地域の可能性を最大限に伸ばしてやることによつて、多様な価値観が尊重されるような社会を作っていくともいわれ、また、それが個性のある生き方ができる心豊かな社会を作つていきたいとも言わされました。

この総理の考えは、いまも変わってはいないものと信じます。

このようない、総理のもつ、日本の社会についてのビジョンを、いまこそ国民に語るべきではないでしょうか。

政治改革は、失われた政治参加や、公平の原則の回復の道程であり、さらに、その先になにを我々はなそうとするのかを、示さねば

総理。どうぞあなたの志を、語ってください。

準備している政治改革諸法案を高く評価し、総理の決意に応えたいと考えます。

そこでこの際、政治改革の考え方のポイントについて、総理のご所見をお伺いしておきたいと考へます。

政治改革関連

(政治改革)

細川連立政権は、自民党的長期一党支配によつてもたらされた政策論争の不在、大手ゼネコントップや自治体首長逮捕に見られるよくな、政官業の癒着腐敗などを追及・是正し、健全な政党政治を发展させる課題を背負つて登場しました。これらの課題の解決は、国民共通の願いであり、私たち連立与党の公約でもあります。

最近の新聞報道によりますと、細川政権の支持率は七三%に及んでおります。その同じ調査で、政治改革の実現に期待するとした者は六五%に達し、期待しないとする者はわずかに一八%に過ぎません。細川政権への高い支持率は、まさに政治改革の実現への期待に支えられているのであります。

総理も、所信表明の中では、改めて政治改革の二票制」という政府案についてであります。この「二五〇対二五〇」は、ひょっとすると

(選挙制度)

まず、政治改革関連諸法案の一体的成立についてであります。

第一二六国会の百七時間に及ぶ審議を経て、「今日の日本においては中選挙区制はすでに制度疲労を起こしている、中選挙区制に回帰することなく、政党制の政治を実現し、政治腐敗防止と選挙制度の改革を一体のものとして実現する」ということは与野党共通の理解となつたのであります。にもかかわらず、なお一部に「政治腐敗防止が先で、政治改革には選挙制度改革は必要ない」と考える方々があります。大変残念なことでござります。

この際、政府が政治改革関連諸法案を一体的なものとして提案される意義につきまして、改めてご所見をお示しいただきたいと存じます。

次に、「小選挙区二五〇、比例代表二五〇関連諸法案の年内成立に意欲を示しました。私たちも、連立与党の合意に基づいて政府が

「三〇〇対一〇〇」とか「三〇〇対一七一」とかになるのではないか。一票制も、もしかすると一票制になってしまってはいけない。

「こういう危惧を持つ人々が少なくありません。こうした危惧につけ込んで、「細川政権が提案しようとしているのは小選挙区制である」という悪宣伝も横行しています。総理、政府案とともに連立与党の合意でもある「二五〇対一五〇の二票制」の意義についてご見解をお聞かせ願いたいと存じます。

(企業・団体献金の禁止)

次に、企業・団体献金の禁止についてあります。

この度の政府案は、政治家、政治家の資金集めをしてきた後援会やその他の政治団体、あるいは派閥等に対する企業・団体献金を一切禁止しております。ところが、一部のマスコミも含めて、政党には規制が及ばず、依然としてザル法だという認識が少なくありません。

しかし私は、ロッキード疑惑、リクルート疑惑、共和・佐川事件、金丸不正蓄財事件、ゼネコン汚職など、およそ利権と金の癒着や政治腐敗のこととくは、政治家と、そして政治家の政治団体や派閥などにまつわるものであったと考えます。したがって、市町村会

議員に至るまで政治家に關係する企業・団体献金を全て禁止するというこの度の改正は、実質的には企業・団体献金の完全禁止にも等しいものとなっていると考えるものであります。総理のご所見はいかがでありますか。

企業・団体献金につきましては、三木内閣当時の政治資金規正法の抜本改正においても問題となつたのであります。それが実現せず、二十年越しの懸案となつたものであります。その企業・団体献金が、政党を除いては全面禁止になる、政党に対するものも「禁止の意見に配慮して五年後に見直す」という今回の改革は、日本の政治史上に金字塔を打ち立てるものであろうと考へます。

しかし、「五年後見直し」につきまして、

与党合意にあつた「禁止の意見に配慮し」という文言が法案から消えていたために、「五年後に本当に廃止されるのか」という危惧を生じ、その金字塔の文字をくすませていています。総理、この「五年後見直し」にかかるて「禁止の意見に配慮し」の文言が消えた経過はいかなるものであったのか、本当に五年後には「禁止に配慮して見直す」ということになります。

あります。

この六〇〇億円余の企業・団体献金は、一面では政治腐敗の温床であったものであります。一方で多くの政治家にとって「必要悪」でもありました。したがって、これを「禁止する」と一言のもとに言われても、多くの政治家は困り果て、おそらくは闇献金に走ることにもなりかねません。企業献金の禁止は、早くから言われてきたのですが、今日に至るまで実現できなかつた大きな理由はここにあろうかと考へます。

したがつて、企業・団体献金の禁止による減収のうち四〇〇億円を税金から援助する。同時に、政治の仕組みは政党中心のものとして政治のコストも引き下げる。これによつて

(政党助成法)

次に、政党助成についてであります。

政党助成に対する政府の公的な説明は「民主主義のコストとしての政党助成」であり、政党の経費の三分の一を公費助成するというものです。しかし、この説明では、助成金の使用目的がはつきりしない等、国民にはわかりにくいかとも考へます。このために、政党助成の意義が十分に理解されるよう、企業・団体献金の禁止と政党助成の関係にもつと言及すべきであるうと考へます。今回の改革が行われますと、政党・政治資金団体以外への企業・団体献金は一切禁止されます。その禁止されることとなる企業・団体献金の額は、中央・地方を合わせると約六〇〇億円であります。

政治家は「汚い金には手を出さない」という民主主義のルールを確立するというのが今回の改革ではないでしょうか。

企業・団体献金の禁止と政党助成の関係を、より明確に説明し、国民の理解を得るべきであると考えるものであります。が、総理いかがでしょうか。

経済・規制緩和

次に私は、今後の中期的視点に立ったわが国の経済社会構造の変革について、総理にお尋ねします。

今回の緊急経済対策につきましては、生活者・消費者の視点に立った規制緩和や円高差益還元、社会資本整備等を短期間のうちに広く各分野にわたって取りまとめられたことに、敬意を表します。

私どもも与党として、このような方向での検討作業を積極的に後押ししてまいりました。

減税問題

政府として、まずこの対策を着実に実施することにより、景気の底割れや雇用問題への波及を何としても防ぎ、国民の不安や閉塞感を払拭できるよう全力を挙げていただきたいと思います。

さて、今回の対策の一つの柱となつております。規制緩和は、総理自身も表明しておられますように、今回の九四項目で終わるものでは

なく、さらに引き続き中期的な経済社会構造の変革を進めるべきものであります。特に、第一次・第三次産業等で広範に行われてきた需給調整等の観点からの参入規制や価格規制については、当該分野における事業者の生産性向上への努力を阻害し、内外価格差問題に

示される通り消費者利益を著しく損なうものとなっていることは明白であります。細川総理ご自身が審議に深く係わっておられた昨年六月の行革審第三次答申でも、これらの規制を原則として十年以内で見るだけ早い時期に廃止すべきだと指摘しております。先ごろ設置された経済改革研究会において、年内を目途として新たな経済社会構築への政策対応等を検討すると表明されますが、ぜひともその中で、こうした規制緩和の第二ステップの具體化をご検討いただき、年内に政府としての指針を示すべきであります。この点につきましての総理の決意をお聞かせ下さい。

併せて、抜本的税制改革に際し、総理のリーダーシップも求めたいと思います。
税制の生命線は、透明性に担保される公平・公正にあります。

源泉所得者と申告所得者の間に横たわる税率の補足率の問題、実態にそぐわないためにお手盛りに近い形になつてている租税特別措置や引当金の在り方一つをとつて見ても、国民の税制への不信感は拭い難いものがあるといえます。所得税減税の財源や間近かに迫る超高齢社会の備えとして、消費税を安易に充てようとする昨今の風潮には強い危惧を覚えます。やるべきことはやり、尽くすべきは尽くすことがまざ必要ではないでしょうか。

信頼に基づかない税制が、いたずらに重税感を募らせるることは、わが国の税制が不幸にも実証しています。政府税調案の尊重は当然

であります。規制緩和や円高差益還元などせつかくの「構造改革」が景気浮揚策として速やかな効力を發揮するためにも、停滞著しい

消費に刺激効果を持つ所得税減税などのマクロ対策の必要度は、いつそう増しつつあるとも言えます。

ですが、政府が国民に問う案は自らの責任と決断で行うべきと考えます。総理、いかがでしようか。

不公平税制の是正と併せて、物価に中立的

な所得税制を作るため所得税減税をまず先に実施し、その信頼のうえに釀成された新しい

土台の上で消費税の論議を進めるべきではないでしょうか。そこで当面考えられる改善策の具体例を二、三挙げれば、引当金では、貸倒れ引当金は将来的には実額損金制の採用も含め、法定繰入れ率を見直しても事業者には不都合はない筈ですし、退職給与引当金も、累積限度額の水準を、実態にあわせ段階的に圧縮したとしても、本来の企業活動に制約を加えることにはならないでしょう。

さらに、生活者の立場を鮮明に標榜する連立政権として、是非前向きに検討を進めていただきたいのが、フランスやアメリカなどで既に導入されている自動物価調整制度、いわゆるインデクセーションの創設です。これは、納税者に責任のない物価上昇によって生じる実質増税構造を解消するために、給与所得控除を始めとする各種控除等を物価上昇に比例する形で自動的に調整する方式です。納税額は結果的には名目所得ではなく、実質所得によって算定されることになり、可処分所得の伸びは制度的に保証されます。当該制度に関する歴代自民党政権下の政府税調の否定的

な見解は知っています。しかし、国民生活の優先を確とする連立政権としては、政府の方針として早急に検討すべき課題ではないでしょうか。

以上の提案に關し、総理及び藤井大蔵大臣に答弁を求めます。

私たち与党も、消費税に対してもタブーを設けない積極的な国民対話を進めたいと思っています。但し、公平を旨とする税制の在るべき姿を明確にし、国民の皆さんに十分な議論の時間を保障することが、抜本的な税制改革論議の結論を得るにあたっての、最低限の前提となるべきだと信じます。

総理の卒直なご見解をお示し下さい。

災害問題

災害対策について伺います。

本年は正月早々の北海道の釧路沖地震、六月の北海道南西沖地震、鹿児島県を中心とする集中豪雨被害、さらに冷夏による農業被害など、大きな自然災害が頻発しております。

長崎県・雲仙普賢岳の大規模土石流、火砕流も依然猛威をふるっています。

政府は、この臨時国会に提出を予定されている第二次補正予算に、四千数百億円の災害復旧経費を計上される方針であります。具体的な経費を計上されるに際し、以下の諸点に

留意をお願いしたいと存じます。

第一に、集中豪雨等による水害、急傾斜地崩壊対策事業などの問題であります。七月末以来の豪雨により鹿児島県を中心に死者一〇〇人を上回る大きな災害をだしました。

鹿児島県では崩壊の恐れのある急傾斜地は一千カ所以上にのぼります。ところが事業予算の制約により、緊急事業であるはずの急傾斜地崩壊対策事業などが、なかなか進捗しないのであります。危険性の高い箇所については、従来の公共投資配分を見直すなかで、優先的、集中的に事業が実施されるよう、お願ひしたいと思います。

第二に、北海道南西沖地震においても、津波の被害によって多くの人命が失われ、家屋の倒壊などの被害も甚大であります。とりわけ、民家の被害に対しては、地震保険に加入していた方でも最高一千万円、通常の火災保険加入者には見舞い金しか出ないとのことあります。新築の住宅を失ったうえ、多額のローンが残ったという方もおられます。

自力復興を前提としつつも、こうした場合に既存ローンの金利等の一段の減免、援助が行えないものでしようか。政府部内においても、災害共済、あるいは基金を設けることにより、被災者への援助・支援を行える道を開くことについて、検討が進められていると伺っております。早期に被災者の救援に道を開

かれるよう、強く要望いたします。

第三に、雲仙普賢岳の災害対策であります。

大規模土石流、火碎流から住民と地域を守るために、大規模な移転を中心とする防災計画の推進が急務であります。移転対象地区的住民に対して、十分な補償がなされ、将来の生活設計が立つよう、制度施策の見直しも含めた十全な対策をとられるよう、努力を求めるものであります。

次に農業災害問題についてお伺いいたしました。

本年は世界的にも異常気象による農産物被害が伝えられていますが、わが国でも記録的な冷夏や台風などにより、全国で壊滅的な農業災害がもたらされました。

農林水産省の調査による、本年産米の八月一五日現在の作況指数は九五と発表されました。しかし、今回の冷害は昭和五五年の大冷害を上回る規模とも言われ、今後、被害の現実が明らかになるにしたがい、作況指数がさらに低下することも十分予想され、消費者の食生活にも影響がでるものと思われます。

今日、わが国の農業者は外からは農産物輸入自由化の圧力にさらされ、内からは後継者不足や農産物価格の低迷などにより、非常に苦しい経営を余儀なくされています。この上、今回の異常気象による農業災害により多くの農家は将来展望を失いかけており、一刻も早

い政府の農業災害対策が待ち望まれております。

政府は天災融資法の適用や激甚災害の指定、共済金の早期支払など被災農家の救済対策や、消費者物価の安定対策などを講すべきであると考えますが、総理のお考えをおうかがいいたします。

農業問題

ここで、農業の問題について若干触れたいと思います。

我が国農業は、米作、野菜、酪農、畜産と、どれをとっても振いません。そんな農業は捨てて、食料を外国から輸入したらどうかという人々もいます。その人々に私は反論したい。

世界でもっとも政情不安な地域に、アフリカと中米の諸国があります。これらの諸国は、もともと自分たちの文化に根差した農業を営んでいました。しかし、中米で果物を、アフリカでは綿花やコーヒー豆をというように、従来の伝統的食料生産をやめ、換金作物に転換してから、土地の荒廃や経済の混乱、そして政情不安が始まっています。人々の生き方、つまり文化を無視したとき、国は衰亡するのであります。

農業の復権を急ぐべきとかんがえますが、いかがでしょうか。

コメの市場開放もすべきではないと思いますがいかがでしょうか。

外交問題

総理は、国際社会の中で信頼される外交課題について述べました。私は、この機会に日本の外交の基本にかかる問題について、質問します。

あなたは、クリントン米国大統領と会談されることでありますよう。

我が国と米国との交渉において、いつでも私が奇異の感をもつのは、我が国の米国にたいする迎合的態度であります。我が国は我が国の立場を毅然として語るべきであり、米国の立場には、謙虚に耳を傾けるべきであります。そうすることが、我が国の規制緩和をはじめとする、内政上の諸課題の解決に資することとなり、また一方では、米国の財政赤字問題や、国際競争力強化の問題にも、解決の道ともなるうと考えるのでですが、いかがでしょうか。

また、あなたは国連にゆき、演説をされるのですが、我が國のもつ平和の理念を強く訴えて来ていただきたいと考えます。そして、我が国は、国際貢献も、平和憲法のもとになされるべきものであることも、強く訴えていただきたいたいと思います。こうした観点にたって、

私は国連安理会常任理事国となることは、いかがかと考える者の一人ですが、総理はどうお考えですか。

最近、イスラエルとPLOとの間に、歴史的和解が成立しました。そのかげには、ノルウェー人のラーセン夫妻とノルウェー政府関係者の、まことに平和的な地味な努力があつたと伝えられています。このラーセン夫妻とノルウェー政府の行動は、人々を深く感動させています。

彼らは、武力を用いたのではありません。

彼らの力は、人類愛に由来する平和への願望から生まれたのであります。武力による制圧は、戦場に一時、静けさをもたらすであります。しかし、その静けさのなかで、新たな敵意と憎しみが生まれることは、歴史の教えるところであります。

憲法の平和の理念に導かれる我が国の国際貢献は、平和的なものでなければなりません。私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、細川総理並びに関係大臣に対し、質問致します。

連立政権誕生の意義や細川内閣の基本方針等については、先の特別国会においてわが党政調会長が質問していますので、私は

政治改革及び景気対策をはじめとする当面する諸課題について質問することと致します。

さて総理、最近の新聞報道によれば、細川内閣の支持率は七三%ときわめて高く、また、六五%が政治改革法案の今国会成立を期待しております。

海部内閣でも、宮沢内閣でも果たせなかつた政治改革一。このままでは日本の政治、

日本の民主主義は大変なることになるとの思い

一九九三・九・二十四（参議院本会議）

細川総理の所信表明演説 に対する代表質問

日本社会党・護憲民主連合
鈴木和美

はじめに

から、私たちは政治改革を実現するための非自民の連立政権の樹立に踏み切ったのであります。私たちの決断が、こうして広く国民に期待をもって受け入れられた事実を目の当たりにし、いよいよもって身の引き締まる思いが致します。この政治改革国会の幕開けに当たり、ともに政治改革の実現に不退転の姿勢で臨むことを確認し合いながら、以下、質問をすることと致したいと存じます。

【政治改革】

まずは、衆議院の選挙制度についてであります。これについては従来、国民の間にも各党間でも様々な意見があり、第一二六通常国会においては各党間の合意形成の努力が積み重ねられたものの、自民党内の混乱により成

訂正

No. 325 号の参議院本会議代表質問において、(18ページ上段)「被差別部落をなくすため」あるのは「部落差別をなくすため」の誤りでした。訂正します。

13

案を得ることができず、ついに衆議院解散・総選挙という事態にたち至った経緯は、国民周知のことあります。

「小選挙区」二五〇、比例代表二五〇の二票制」という、政府の小選挙区比例代表並立制度は、総理のご説明にもありましたように

「国民の政権選択の意思が明確な形で示され、顔の見える小選挙区制」と「多様な民意を国政に反映させるという比例代表制」の特性を

合わせもつものですが、これは、日本新党と新党さきがけの提案を契機とした、連立与党ギリギリの合意を踏まえたものであることもまた、国民周知の事実であり、その事実を無視できないはずのものであります。

この政府案が、もしかしたら「三〇〇対二〇〇」とか「三〇〇対一七一」の一票制というように、小選挙区制に比重を移すものになってしまふのではないかという危惧を抱く向

次は、企業・団体献金の禁止の問題であります。

市町村会議員に至るまでのすべての政治家個人に対する企業・団体献金を全面的に禁止

するという今回の政府提案は、金権腐敗・汚職事件を断ち切るのに非常に有効な提案であり、実態的には完全禁止にも等しい画期的なものとして高く評価します。さらに、政党に対する企業・団体献金についても、「禁止の意見に配慮して五年後に見直す」ことで連立与党間の合意が得られたことは大いに歓迎しています。

しかし、政府案では、「五年後の見直し」規定について、連立与党合意にある「禁止の意見に配慮し」という文言が見当たらなかっため、「政府・与党は政党に対する企業・団体献金の禁止を真剣に考えているのか」という疑惑が生じています。この問題について、細川総理は、先の特別国会における所信表明演説では「廃止の方向に踏み切る」とし、先日の演説では「廃止に向けて大きく一步を踏み出すこととした」と述べられました。私は、五年後の見直しは当然、「企業・団体献金を完全に廃止する方向で」行なわれるものと理解しておりますが、総理のお考えを明らかにして頂きたい。

次に、政党助成についてであります。

政府案では、国民一人当たり年間三三五円、総額約四〇〇億円を税金から支出することとされています。これは、政治家に対する企業・団体献金の禁止による減収のうち四〇〇億

円を税金から援助するものであって、政党中の政治を実現して政治のコストを引き下げ、政治家は「金権腐敗につながるような金には手を出さな」という趣旨ではないかと考えますが、総理のお考えはいかがでしょうか。

先の新聞報道によれば、個人献金をする気持が「ある」と答えたのは一二%にすぎず、八三%が「ない」と答えています。これは、汚職事件が相次いだこれまでの日本の政治に対する国民の根強い不信を表わしたものであり、政治家全体がこれを重く受け止めなければならぬと思います。政府案は「五年後に見直す」こととされていますが、その前提には、新法のもとにおけるわれわれの努力を含め、個人献金を活性化する努力によって、将来的には公的助成の額を減らすという観点も含まれているものと理解しているのですが、総理のご所見をお伺いします。

いずれにしても、政治資金規正法違反者の公民権の停止、選挙違反に対する連座制の拡大、罰則の強化などの措置を含め、政府の政治改革関連法案は一体のものであり、これによってわが国の政治が大きく発展することを期待し得るものと考へております。国民の期待に応え、ぜひとも早期成立を図らなければなりませんが、総理の決意のほどを改めてお示し頂きたいと思います。

【談合・入札問題】

さて、ここで、政治改革と関連して、公共事業の入札問題について伺います。

昨年来、大手ゼネコンから政治家へのヤミ献金疑惑に端を発して、公共工事の入札問題をめぐる建設業界と政界との癒着が浮かび上がり、その温床として「指名競争入札」制度の問題点が指摘されました。大手ゼネコンをめぐる汚職事件は、仙台市長、茨城県知事といつた、地方政界及び清水建設、鹿島建設、ハザマなど大手ゼネコントップの摘発が相次ぎ、なお、拡大しようとしております。このような事態に対し、国民の怒りと不信はその極に達しています。従って、その根絶に向けて徹底的な解明を行うことと、透明・公正な入札制度を確立することが政治の重要な課題であります。

この問題を、細川内閣が掲げる政治改革の重要な一環と位置付け、内閣全体として取り組むべきだと思いますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

また、入札問題については、第一に、「制限付き一般競争入札」を、一部の大規模事業だけに留まらせることなく、中小公共事業にも適用範囲ができるだけ拡大していくこと、そして第二に、入札に参加できる業者の審査

基準を具体化し、基準及び登録名簿を公開するなど、基準の明確化、情報の公開を最大限行うこと、一定の明確な基準に合致した者すべてに参加を認める、ライセンス型の制度に転換することが求められているのですが、建設大臣の見解をお聞かせ願います。

【景気対策】

〔政府「緊急経済対策」の評価〕

次に、景気対策についてあります。

このたび連立政権が決定致しました「緊急経済対策」については、円高の急進展や冷夏・長雨等の影響を受け、底割れの危険性さえ否定しきれない現状において、生活者・消費者の視点に立った規制緩和や円高差益還元、社会資本整備等を短期間のうちに広く各分野にわたって取りまとめて頂いたものとして、高く評価致します。また、過日、公定歩合が史上最低水準に引き下げられましたが、これも景気の浮揚にそれなりに役立つことが期待できましよう。

しかし、これらの対策によつてもなお、景気の底割れの懸念のあることも否定できません。希望退職者の募集など人員整理に踏み切る企業も出てきているのが現実です。雇用問題は政治の柱です。国民の不安や閉塞感を払拭できるよう、引き続き全力を挙げていただきたいと思います。

きたいと思います。また、金利引下げが年金生活者に対して打撃になることも一面で生ずる問題です。その対策についてもお聞きしたいと思います。

従つて、このような状況の中では、消費拡大が期待できる所得税減税などのマクロ対策の必要性は、いっそその重みを増しつつあると考えます。九〇年から四年間の物価上昇率は約一〇%に達しています。これに見合つた所得税減税を自民党政権が行わなかつたために、納税者の重税感は募るばかりです。物価調整の観点からの減税を求める声を拒むべき理由は何も見当りません。制度改革を伴いますが、納税者に責任のない物価上昇によって結果として派生した税負担増であり、政府の責任で当然行うべき減税ではないでしょうか。今こそ、景気対策上も、年末調整を念頭に置いた所得税減税の実行は、有力な選択肢と考えますが、総理の率直なご所見をお伺いします。

〔抜本的税制改革〕

併せて、抜本的税制改革についても伺います。

所得税減税の財源や間近かに迫る超高齢社会への備えとして、安易に消費税率の引き上げをもつて充てようとすると議論が見られます

が、これは納得できません。

税制の生命線は、透明性に担保される公平・公正にあります。「トウ・ゴウ・サン・ピング」に象徴される源泉所得者と申告所得者の間に横たわる税の捕捉率の問題、整理・合理化が進まないために時代の変化に取り残されている租税特別措置や引当金の在り方一つをとつて見ても、国民の税制への不信感は拭い難いものがあります。そこでまず、着手すべきは不公平税制の是正であります。さらに抜本改正の一つとして、物価の上昇に伴う実質増税を回避するための自動物価調整制度導入する必要があります。こうして新しい土台を築いた上でこそ、消費税論議は進められるべきではないでしょうか。総理及び藤井大蔵大臣にご答弁をお願いします。

【規制緩和】

さて、今回の緊急経済対策の一つの柱となつております規制緩和は、総理自身も表明しておられるように、今回の九十四項目で終わるものではありません。さらに引き続き中期的な経済社会構造の改革へと踏み出していくことが求められております。

先ごろ設置された経済改革研究会において、年内を目途として新たな経済社会構築への政策対応等を検討すると表明されますが、ぜひともその中で、規制緩和の第一ステップ

の具体化をご検討いただき、指針を示してくださいたいのであります。

その際、私は指摘しておきたいことがあります。市場経済の下で自由競争を推進し、経済の活性化や内需拡大、輸入を促進するという基本的な立場から、経済的規制の緩和は必要です。しかし同時に、食品や医療品など安全性や危害の防止、製造物責任の制度といった消費者保護の諸施策、環境保護や労働者の安全確保のための措置といった社会的規制は十分に整備していかなければならないと思えます。この点についても、総理の基本的な考え方をお聞かせください。

【災害対策】

次に、災害対策について伺います。

本年は正月早々から、大きな自然灾害が頻発しており、これにより尊い命を失われた方に対し哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

ところで、政府は、この臨時国会に提出を予定されている第一次補正予算に、四千数百億円の災害復旧経費を計上される方針と伺っております。私は、その具体化に当たり、次のような措置がとれないか、お尋ね致します。まず、北海道南西沖地震の場合では、激甚災害指定が約二ヵ月後、七月末以来の集中豪

雨災害では今だ指定のメドも立っておりません。被災状況の査定作業をスピードアップするとともに、局地災害指定については年一度ではなく、随時指定することはできないのでしょうか。

また、民家の被害に対しては、地震保険の加入者でも最高一千万円、通常の火災保険加入者には見舞金しか出ません。こうした問題は、長崎県の雲仙普賢岳の災害の際にも指摘されたところです。住宅金融公庫が被災者に対する既存の住宅ローンの金利の減免などを行っていることは存じておりますが、被災者の惨状を考慮し、こうした措置を超える援助措置が取れないものでしょうか。

普賢岳噴火の当初、私は災害対策特別委員長であり、現行法の枠内でできるだけの努力をしましたが、どうしても限界を感じざるを得ませんでした。せひとも制度施策の見直しが必要であります。これまで政府に対しても強く要請してまいりましたが、細川内閣の発足を機に、なお一段のご検討を強く要請しておきたいと思いますが、いかがですか。

さらに、農業災害でございますが、本年は記録的な冷夏や台風などにより、全国で壊滅的な農業災害がもたらされています。天災融資法の適用や激甚災害の指定、共済金の早期支払など被災農家への救済対策や、消費者物価の安定対策などという数多くの課題がある

のですから、政府部内に農業災害対策本部を設置して早急に対処すべきだと考えますが、いかがですか。

【環境問題】

次に、環境基本法案について、お尋ね致します。

宮沢前内閣が前通常国会に提出し、成立を目前にしながら、衆議院解散によって廃案となつた環境基本法案について、細川内閣が、前通常国会における修正部分を加筆して再提出することは、私たちも承知しております。

私たちもまた、この法案を一日も早く可決成立させなければならぬものと考えております。

環境保全面では、環境影響評価制度の法制化が必要だという声が大きいことを無視できません。前通常国会では、この点について、宮沢前総理は「環境影響評価制度については、法制化も含めて所要の見直しを検討する」と答弁されているわけですが、生活者本意の経済社会の構築をめざしておられる細川総理はいかがでしょうか。宮澤前総理以上に前向きに法制定を検討されるお積もりはないか、お尋ねしたいと思います。

【農業問題】

次に農業問題についてお伺い致します。

ガット・ウルグアイラウンドは本年十二月十五日が期限といわれるなか進んでおりますが、ご存知の通り、多くの分野で合意には至つていいのが現実であります。とりわけ、農業分野におきましては、補助金問題にみられるようなEC内の不統一や、例外なき関税率に対する反発など先行きは不透明であります。

わが国としては、食糧の安全保障や国土環境保全などの立場から、従来方針通り、コメの市場開放につながる農産物の例外なき関税率に反対の姿勢を貫くべきであると考えます。総理のご所見をおうかがいたします。

【外交問題】

次に、外交問題について質問します。

その第一は、アジア・太平洋地域の人々との眞の和解を達成することに関連してであります。

総理は就任後初の所信表明演説で、侵略戦

争、植民地支配について反省とお詫びの気持ちを表明されました。戦後四八年が過ぎ去ったわけですが、アジア・太平洋地域の人々との眞の和解は、未だ達成されたとは言えません。総理の所信表明は、残された戦後処理問題の解決の第一歩になるものとして評価したいと存じます。そのような観点から、この際、歴史教科書のあり方について検討することが、必要ではないでしょうか。総理および文部大臣の見解をお聞きします。

今月四日、山花委員長は韓国の与党・民主

自由党的招待を受け、社会黨の現職委員長をして初めて韓国を訪問しました。「三・一独立運動」発祥の地、バゴダ公園や独立記念館を訪問するなど、日本の植民地支配への謝罪の姿勢は広く韓国国民の歓迎を受けました。しかし、金泳三大統領からは、今後の両国関係について「正しく過去を清算し、未来志向の関係をつくる」必要性が強調されました。また、両首脳の間では、北朝鮮の核検査受入れ問題や従軍慰安婦問題についても率直に意見交換がなされ、アジアと世界の平和のために協力し合うことが約束されたと承知しております。

総理には韓国訪問の意向があるやに聞いておりますが、この際、今後の韓国との関係をどのように築いていかれるのか、総理のお考えをお聞かせください。

第二は、国際貢献に関連する問題です。

総理は、「平和憲法の下に」国連の平和維持活動に積極的に貢献すると述べています。私は、総理の平和憲法を重視する姿勢を高く評価するものです。総理は近く国連に出席され

るわけですが、その際、細川総理としても、宮沢前総理の国会答弁のように、「平和憲法は日本の外交原則である」と国際舞台で明快に宣言されますか、お伺いします。

先日、パレスチナ解放機構とイスラエルとの間で暫定自治共同宣言が結ばれました。これはパレスチナ和平への歴史的な一步として、歓迎すべき出来事であります。被占領地への経済的支援が求められていますが、大事なことは、われわれの援助が確実に住民に届くことであります。援助国閣僚会議が呼びかけられていますが、政府はこの問題にどのように対処される方針か、お尋ねします。

〈おわりに〉

以上、私は、政治改革をはじめ、当面する諸課題について質問してまいりました。細川連立内閣は圧倒的な国民の支持を得ているのでありますから、総理は自信をもってこれらの課題に対処されるよう心から期待するともに、日本社会党・護憲民主連合もそれを全面的に支持することを表明して、私の質問を終ります。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党政策資料集成
一九四五年の結党から一九九〇年
まで、社会党政策資料集成

「京を綱羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

「北山正穂から講和論争、安保国会、沖縄国会、公選国会、反伊藤一二三議案など、社会党政策資料集成で最も多く、そのほか戦後政治史についての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何よりも反対の党といわれた社会党政史だが、労働、婦人、農業、中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはじめてきた。本書は政策活動面からの社会党政史である。

▼連合行政権を展望する21世紀への問題提起

「戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政改公論議法案、土地基本法案等の国民党共同提案案や、土井提案をはじめ第三回総選挙政策は、連合行政権をめざし、新しい時代を切り開いたための問題提起である。

本編・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3880

政治改革四法案要綱

一九九三・九

政治改革四法案要綱

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 衆議院議員の選挙制度に関する事項

一 選挙制度の基本

小選挙区比例代表並立制とすること。

二 議員の定数

衆議院議員の定数は、五百人とし、そのうち、二百五十人を小選挙区選出議員、二百五十人を比例代表選出議員とすること。（第四条関係）

三 選挙区等

(一) 小選挙区選出議員の選挙

小選挙区選出議員は、各選挙区において、選挙するものとし、その選挙区は、別に法律で定めるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とすること。（第十二条及び第十三条関係）

(二) 比例代表選出議員の選挙

比例代表選出議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙するものとすること。（第十二条関係）

四 投票

投票は、記号式投票の方法により、それぞれ、小選挙区選出議員の

選挙については候補者一人に対しても、比例代表選出議員の選挙については一の名簿届出政党等に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して行うものとすること。（第四十六条関係）

五 立候補

(一) 小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出

1 次のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に所属する者を候補者としようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があった日に、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならないものとすること。（第八十六条第一項関係）

① 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

② 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること。

1 のほか、本人届出又は推薦届出による立候補もできるものとすること。（第八十六条第二項及び第三項関係）

(二) 比例代表選出議員の選舉における名簿の届出

1 名簿の届出

3 名簿登載者の数

とすること。（第八十六条の二第四項及び第六項関係）

次のいすれかに該当する政党その他の政治団体は、当該選舉の期日の公示又は告示があった日に、当該政党その他の政治団体の名称（一の略称を含む。）並びにその所属する者の氏名及びそれらの者との間における当選人となるべき順位を記載した文書（以下「名簿」という。）を選舉長に届け出ることにより、その名簿に記載されている者（以下「名簿登載者」という。）を当該選舉における候補者とすることができるものとすること。（第八十六条の二第一項及び第二項関係）

① 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

② 直近において行われた衆議院議員の総選舉における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること

③ 名簿の届出することにより候補者となる名簿登載者を三十人以上有すること。

2 重複立候補

1 の①又は②に該当する政党その他の政治団体は、当該選挙と同時に行われる小選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者を名簿登載者とができるものとすること。この場合には、それらの者の全部又は一部について当選人となるべき順位を同一のものとすることができるもの

(三) 候補者の選定の手続の届出等

1 (一)の①又は②に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の小選挙区選出議員の候補者となるべき者の選定及び比例代表選出議員の選挙の名簿登載者の選定の手続を定めたときは、その日から七日以内に、その旨を自治大臣に届け出るものとすること。（第八十六条の五第一項関係）

2 自治大臣は、1の届出があつたときは、当該届出に係る政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに候補者の選定を行う機関の名称、その構成員の選出方法及び候補者の選定の手続を告示するものとすること。（第八十六条の五第五項関係）

(四) 政党その他の政治団体の名称の届出等

1 (一)の①又は②に該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日から三十日以内（当該期間が衆議院の解散の日につかかる場合にあつては、当該解散の日までの間）に、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとすること。（第八十六条の六第一項関係）

2 (一)の①又は②に該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日後二十四日を経過する日から当該衆議院議員

の任期満了の日前九十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいす

れか早い日までの間に、(1)の①の①又は②に該当することとなつたときは、その該当することとなつた日から七日以内（当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあっては、当該解散の日まで）に、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出るものとする。（第八十六条の六第二項関係）

3 中央選挙管理会は、1又は2の届出があったときは、当該届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示するものとすること。（第八十六条の六第六項関係）

5 供託

1 小選挙区選出議員の選舉

(1) 候補者の届出をしようとするものは、候補者一人につき、三百円を供託しなければならないものとすること。（第九十二条第一項関係）

(2) 候補者の得票数が有効投票の総数の十分の一に達しないときは、供託物は、国庫に帰属するものとすること。（第九十三条第一項関係）

2 比例代表選出議員の選舉

(1) 名簿の届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該名簿の名簿登載者一人につき、六百万円（当該名簿登載者が当該選挙と同時に行われる小選挙区選出議員の選舉の候補者である場合にあつては、三百万円）を供託しなければならないものとすること。（第九十二条第二項関係）

6 当選人

(1) 小選挙区選出議員の選舉における当選人

(2) 当該名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とすること。ただし、有効投票の総数の六分の一以上の得票がなければならないものとすること。（第九十五条関係）

(1) 比例代表選出議員の選舉における当選人

1 名簿届出政党等の当選人の数の決定

(2) 各名簿届出政党等（当該選挙において有効投票の総数の百分の三以上の得票があつたものに限る。）の得票数に基づき、ドント式により各名簿届出政党等の当選人の数を定めるものとすること。（第九十五条の二第一項関係）

2 当選人となるべき順位の決定

(1) 二人以上の名簿登載者について当選人となるべき順位が同一のものとされているときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、当該選挙と同時に行われた小選挙区選出議員の選舉における得票数の当該選挙区における有効投票の最多数を得た者

(2) 名簿届出政党等につき、三百万円に①に掲げる数を乗じて得た金額と六百万円に②に掲げる数を乗じて得た金額を合算して

得た額が当該名簿届出政党等に係る供託物の額に達しないときは、その差額に相当する額の供託物は国庫に帰属するものとすること。（第九十四条関係）

① 当該名簿届出政党等の届出に係る名簿の名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた小選挙区選出議員の選舉の当選人としてされた者の数

② 当該名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

に係る得票数に対する割合の最も大きい者から順次に定めるものとすること。この場合において、当該割合が同じである名簿登載者があるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選舉長がくじで定めるものとすること。（第九十五条の二 第三項関係）

3 当選人の決定

名簿登載者（当該選舉と同時に行われた小選挙区選出議員の選

挙の当選人とされた者を除く。）のうち、当選人となるべき順位に従い、当該名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登載者を、当選人とするものとすること。（第九十五条の二 第四項及び第五項関係）

(2) 当選人の更正決定及び繰上補充

1 当選の効力に関する訴訟の結果、再選挙を行わないで当選人

（比例代表選出議員の選挙にあつては名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人）を定めることができる場合においては、選挙会を開き、当選人を定めるものとすること。（第九十六条関係）

2 小選挙区選出議員の選挙における当選人の繰上補充は、得票数が同じであるためにくじで当選人を定めたときに当選人とならなかつた者の中から行うものとすること。（第九十七条関係）

3 比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充は、名簿登載者で当選人とならなかつたものの中から、その名簿における当選人となるべき順位に従つて行うものとすること。（第九十七条の二関係）

4 小選挙区選出議員又は比例代表選出議員の選挙における当選人の更正決定又は繰上補充を行う場合において、除名、離党その他

の事由により当該候補者届出政党又は名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている者については、これを当選人と定めることができないものとすること。比例代表選出議員の選挙において、名簿を取り下げる旨の届出がされている場合の当該名簿の名簿登載者についても同様とするものとすること。（第九十八条関係）

七 特別選挙

(一) 再選挙

1 小選挙区選出議員の再選挙は、当選人がないと、訴訟の結果当選人がなくなつたとき等の場合で、当選人の更正決定又は繰上補充により当選人を定めることができないときに行うものとすること。（第一百九条関係）

(2) 比例代表選出議員の再選挙

訴訟の結果当選人が定数に達しなくなつたとき等の場合で、当選人の更正決定又は繰上補充により当選人を定めることができるときを除くほか、当選人の不足数が議員の欠員の数と通じて総選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたときに行うものとすること。訴訟の結果選挙の全部又は一部が無効となつたときも、再選挙を行うものとすること。（第一百十条関係）

(3) 議員の欠員が生じた場合の繰上補充等

1 小選挙区選出議員の欠員が生じた場合の繰上補充は、得票数が同じであるためにくじで当選人を定めたときに当選人とならなかつた者の中から行うものとすること。（第一百十二条第一項関係）

2 比例代表選出議員の欠員が生じた場合の繰上補充は、当該名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものの中から、その名簿に

おける当選人となるべき順位に従つて行うものとすること。 (第一百二十二条第二項関係)

3 小選挙区選出議員又は比例代表選出議員の線上補充を行う場合において、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党又は名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている者については、これを当選人と定めることができないものとすること。比例代表選出議員の選挙において、名簿を取り下げる旨の届出がされている場合の当該名簿の名簿登載者についても同様とするものとすること。 (第一百二十二条第七項関係)

(二) 捕欠選挙

1 小選挙区選出議員の捕欠選挙は、議員の欠員が生じた場合の線上補充により当選人を定めることができるときを除くほか、議員の欠員の数が一人に達したときに行うものとすること。 (第一百三十三条関係)

2 比例代表選出議員の捕欠選挙は、議員の欠員が生じた場合の線上補充により当選人を定めることができるときを除くほか、議員の欠員の数が当選人の不足数と通じて総選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたときに行うものとすること。 (第一百三十三条関係)

八 選挙運動

(一) 小選挙区選出議員の選挙

選挙事務所は、候補者又は推薦届出者が設置するものにあつて

は候補者一人につき一箇所、候補者届出政党が設置するものにあつてはその届け出た候補者に係る選挙区ごとに一箇所とすること。

1 選挙事務所

ただし、政令の定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、三箇所まで設置することができるものとすること。 (第一百三十条及び第一百三十一条関係)

2 自動車、船舶及び拡声機の使用

(1) 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機は、候補者一人について、自動車一台又は船舶一枚及び拡声機一そろいのほかは、使用することができないものとすること。この場合において、候補者は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、一定額の範囲内で自動車を無料で使用することができるものとすること。 (第一百四十二条第一項及び第八項関係)

(2) 候補者届出政党は、候補者を届け出た都道府県ごとに、自動車一台又は船舶一枚及び拡声機一そろいを、当該都道府県における届出候補者の数が三人を超える場合は、その超える数が五人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一枚及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができるものとすること。 (第一百四十二条第二項関係)

3 文書図画の頒布及び掲示

(1) 選挙運動用通常葉書

① 候補者一人について三万五千枚とし、当該通常葉書は無料とすること。この場合において、候補者は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、一定額の範囲内で選挙運動用通常葉書を無料で作成することができるものとすること。

② 候補者届出政党は、候補者を届け出た都道府県ごとに、三

万五千枚に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数以内の選挙運動用通常葉書を頒布することができるものとすること。（第一百四十二条第二項関係）

(2) 選挙運動用ビラ

① 候補者一人について、二種類以内八万枚とすること。この場合において、候補者は、供託物が国庫に帰属することとなる場合に限り、一定額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるものとすること。（第一百四十二条第一項及び第十一項関係）

② 候補者届出政党は、候補者を届け出た都道府県ごとに、八万枚に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数以内の選挙運動用ビラを頒布することができるものとすること。（第一百四十二条第二項関係）

5 政見放送

候補者届出政党は、当該都道府県における届出候補者の数に応じて政令で定める時間数で、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、その政見を無料で放送することができるものとすること。（第一百四十九条関係）

① 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場ごとに候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないものとすること。この場合において、候補者は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、一定額の範囲内でこれらのポスターを無料で作成することができるものとすること。（第一百四十三条第一項、第三項及び第十四項関係）

② 候補者届出政党は、候補者を届け出た都道府県ごとに、五百枚に当該都道府県における届出候補者の数を乗じて得た数以内の選挙運動用ポスターを掲示することができるものとすること。（第一百四十三条及び第一百四十四条関係）

(1) 候補者は、同一の寸法で、いずれか一の新聞に、五回を限り、無料で、選挙に関する広告をできるものとすること。（第一百四十九条関係）

6 経歴放送

日本放送協会は、候補者の氏名、年齢、当該候補者に係る候補者届出政党がある場合にはその名称、主要な経歴等を、ラジオ放送によりおおむね十回及びテレビジョン放送により一回、放送するものとすること。（第一百五十五条関係）

7 演説会及び街頭演説

(1) 候補者は、公営施設又は公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができるものとすること。この場合に

おいて、同時の開催は五箇所以内とすること。 (第百六十一条、

第一百六十一条の二及び第一百六十四条の二関係)

(2) 候補者届出政党は、候補者を届け出た都道府県ごとに、施設を使用して、政党演説会を開催することができるものとすること。

(3) 街頭演説は、演説者がその場所にとどまり、当該都道府県の選挙管理委員会から候補者が交付を受けた標旗（候補者一人につき一本）を掲げて行う場合並びに候補者届出政党が選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行う場合でなければ、行うことができないものとすること。 (第百六十四条の五関係)

8 選挙公報の発行

都道府県の選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに一回発行するものとすること。

(第百六十七条関係)

9 投票記載所の氏名等の掲示

市町村の選挙管理委員会は、選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党がある場合にはその名称の掲示をするものとすること。 (第百七十五条関係)

10 交通機関の利用

候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、十五枚の特殊乗車券の交付を受けることができるものとすること。 (第百七十六条関係)

(2) 比例代表選出議員の選挙

1 選挙事務所

名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所とすること。 (第百三十条及び百三十一条関係)

2 自動車、船舶及び拡声機の使用

名簿届出政党等は、自動車六台又は船舶六隻（両者を使用する場合にあっては、通じて六）及び拡声機六そろいを、名簿登載者の数が三十人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができるものとすること。 (第百四十二条第三項関係)

3 文書図画の頒布及び掲示

(1) 名簿届出政党等は、中央選挙管理会に届け出た三種類以内の選挙運動用ビラを頒布することができるものとすること。 (第百四十二条第三項関係)

(2) 名簿届出政党等は、七万枚以内、名簿登載者の数が三十人を超える場合においては、その超える数が十人を増すことに五千枚を七万枚に加えた数以内の選挙運動用ポスターを掲示することができるものとすること。 (第百四十三条及び第百四十四条関係)

4 新聞広告

名簿届出政党等は、名簿登載者の数（二百四十一人を超える場合においては、二百四十一人とする。5、7において同じ。）に応じて自治省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、自治省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をできるものとすること。この場合において、名簿届出政党等は、当該名簿

届出政党等の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の千分の四以上である場合に限り、無料で新聞広告をすることができないものとすること。（第一百四十九条関係）

5 政見放送

名簿届出政党等は、名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数で、日本放送協会のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、その政見を無料で放送することができるものとすると。 （第一百五十条関係）

6 政党等演説会及び街頭演説

(1) 名簿届出政党等は、施設を使用して、政党等演説会を開催することができるものとすること。（第一百六十一条及び第一百六十一条の二関係）

(2) 街頭演説は、名簿届出政党等が選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行う場合でなければ、行うことができないものとすること。

(第一百六十四条の五関係)

7 選挙公報の発行

都道府県の選挙管理委員会は、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに一回発行するものとすること。この場合、名簿届出政党等の掲載文は、名簿登載者の数に応じて自治省令で定める字数、寸法により掲載するものとすること。（第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条関係）

8 投票記載所の氏名等の掲示

市町村の選挙管理委員会は、選挙の当日、投票所内の投票の記

載をする場所に名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をするものとすること。（第一百七十五条関係）

(イ) 衆議院議員の選挙における選挙運動の態様

1 候補者又は候補者届出政党が行う小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げないものとすること。（第一百七十八条の三第一項関係）

2 候補者届出政党である名簿届出政党等が行う比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において小選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げないものとすること。（第一百七十八条の三第二項関係）

九 政党その他の政治団体等の衆議院議員の選挙における政治活動

(イ) 政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの颁布並びに宣伝告知のための自動車、船舶及び拡声機の使用については、総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができないものとすること。

(第二百一条の五関係)

(イ) 衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域において、その選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間にについても、(イ)と同様とすること。（第二百一条の七関係）

十 爭訟

小選挙区選出議員の選挙にあつては、選挙人及び候補者のほか、候補者届出政党も原告となり、比例代表選出議員の選挙にあつては、候補者届出政党も原告となることができるものとすること。（第二百四条関係）

(二) 当選の効力に関する訴訟

小選挙区選出議員の選挙にあつては、当選をしなかつた者のほか、候補者届出政党も原告となり、比例代表選出議員の選挙にあつては、候補者届出政党も原告となる事ができるものとすること。比例代表選出議員の選挙における選挙又は当選をしなかつた者のほか、名簿届出政党等も原告となることがで能きるものとする。比例代表選出議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた小選挙区選出議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができないものとする。（第二百八条関係）

十一 罰則

(一) 小選挙区選出議員の候補者となるべき者の選定又は比例代表選出議員の選挙の名簿登載者の選定の権限の行使に關し、請託を受けて、財産上の利益を收受し、要求し、若しくは約束した者又は財産上の利益を供与し、若しくはその申込み若しくは約束をした者について、罰則を設けるものとする。（第二百二十四条の三関係）

(二) その他罰則に關し所要の規定の整備を図るものとする。

第二 衆議院議員の選挙区と都道府県議会の議員の選挙区の調整に関する事項（第十五条関係）

都道府県の議会の議員の選挙区とされている一の都市の区域が二以上の衆議院議員の選挙区に属する区域に分かれている場合には、当該各区域を都市の区域とみなすことができるものとすること。

第三 戸別訪問に関する事項（第一百三十八条関係）

選挙に關し、戸別訪問をすることができるものとすること。ただし、時間については、午前八時から午後八時までに限るものとすること。

第四 あいさつ状の禁止の強化に関する事項（第一百四十七条の二関係）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためのあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならないものとすること。

第五 連座制に関する事項（第二百五十二条の二関係）

(一) 次に掲げる者が買収罪等の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき（執行猶予を含む。）は、連座制の適用があるものとすること。

1 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者等、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をしたもの

2 公職の候補者等の秘書で当該公職の候補者等、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をしたもの

(二) 当選無効に加えて、連座裁判の確定等の時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものとすること。

(三) (二)の立候補制限について、連座制の対象となる者の買収罪等に該当する行為がおとり又は裏返りによるものであるときは、連座制を適用しないものとすること。

第六 その他

(一) 罰金額の引上げを行うものとすること。

(1) この法律は、衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から施行するものとすること。ただし、第四及び(一)に関する事項については公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとすること。(附則関係)

(2) 第一、第三及び第五の事項に係る規定は衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第二の事項に係る規定は施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものとすること。(附則関係)

(3) この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めるものとすること。(附則関係)

(4) この他所要の規定の整備を図るものとすること。

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 総則に関する事項

「政党」とは、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいうものとすること。(第三条第二項関係)

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

第二 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等に関する事項

一 「資金管理団体」とは、公職の候補者がその者のために政治資金の提出を受けるべき政治団体としてその者がその代表者である政治団体のうちから指定したもので、当該公職の候補者による届出がされているものとすること。(第十九条第一項関係)

二 公職の候補者が指定することができる資金管理団体は、一の政治団体に限るものとすること。(第十九条第一項関係)

三 公職の候補者は、資金管理団体の指定をしたときは、その指定の日から七日以内に、その旨、その者に係る公職の種類並びに資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届け出なければならないものとし、この届出があったときは、都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、これらのこと項等を、遅滞なく、告示しなければならないものとすること。(第十九条第二項及び第十九条の二第一項前段関係)

四 資金管理団体の届出をした公職の候補者がその者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により当該資金管理団体に対してする寄附については、特定寄附として、寄附の量的制限に関する規定を適用しないものとすること。(第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十一條の三第四項及び第二十二条第二項関係)

なお、資金管理団体の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計帳簿及び報告書に所要の事項を記載しなければならないものとすること。(第十九条の四及び第十九条の五関係)

五 資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対する寄附(四の寄附を除く。)については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定を適用しないものとすること。(第二十二条第二項関係)

第三 寄附等の公開基準に関する事項

一 政党及び政治資金団体に対する寄附の公開基準

政党及び政治資金団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間一万円超）に引き上げるものとすること。（第十二条第一項第一号口及びハ関係）

二 政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の公開基準

政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間百万元超）に引き下げるものとすること。（第十二条第一項第一号口及びハ関係）

三 政治資金バー・ティーの対価の支払の公開基準

政治資金バー・ティーの対価の支払の公開基準を一の政治資金バー・ティー当たり五万円超（現行、百万元超）に引き下げるものとすること。（第十二条第一項第一号ト及びチ関係）

第四 寄附の制限の強化等に関する事項

イー 当たり五万円超（現行、百万元超）に引き下げるものとすること。
(第十二条第一項第一号ト及びチ関係)

一 会社等の寄附の制限

(+) 会社、労働組合その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとすること。（第二十一条第一項関係）

なお、政党がする寄附については、これを適用しないものとすること。（第二十一条第二項関係）

(-) 何人も、会社、労働組合その他の団体（政党団体を除く。）に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとすること。（第二十一条第三項関係）

(-) 何人も、会社、労働組合その他の団体（政党団体を除く。）に対しては、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとすること。（第二十一条第三項関係）

(-) 何人も、(+)に違反してされる寄附を受けたはならないものとすること。（第二十二条の二関係）

(-) 何人も、(+)において、政党的支部で、一以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなすものとすること。（第二十二条の二関係）

(5) この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個条第四項関係）

人による提出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対する寄附のあり方について見直しを行うものとすること。（改正法附則第九条関係）

二 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止等

(+) 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならないものとすること。（第二十一条の二第一項関係）

なお、政党がする寄附については、これを適用しないものとすること。（第二十一条の二第二項関係）

(+) 何人も、(+)に違反してされる寄附を受けてはならないものとすること。（第二十二条の二関係）

三 寄附の制限の区分の改正

(+) 及び(+)に伴い、特定公職の候補者に係る指定団体及び保有金の制度は廃止するものとすること。

(+) 政党及び政治資金団体に対してされる寄附の限度額は、個人のするものは年間二千万円、会社、労働組合その他の団体（政党団体を除く。）のするものは、当該団体の規模の区分に応じ、年間七百五十万円から一億円までとすること。（第二十一条の三第一項及び第二項関係）

(+) 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものの限度額は、年間千万円とすること。（第二十二条の三第三項関係）

第五 罰則の強化に関する事項

一 罚金額の引上げを行うものとすること。（第二十三条から第二十六条の五まで関係）

二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処するものとすること。（第二十六条関係）

政党助成法案要綱

第一 総則に関する事項

一 目的

(一) 第四、一(イ)又は(ロ)に違反して寄附をし、又は寄附を受けた者
(二) 第四、一(イ)に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者
(三) 第四、二(イ)又は(ロ)に違反して寄附をし、又は寄附を受けた者
は、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該罰金刑を科するものとすること。(第二十八条の三関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第六 公民権の停止に関する事項
政治資金規正法の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から五年間、禁錮の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間及びその後五年間、これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないものとすること。(第二十八条関係)

第七 その他

一 政党又は政治資金団体の名称と同一の名称又はこれらに類似する名称を、他の政治団体は使用することができないものとすること。(第六条第三項関係)
二 個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合においては、当該寄附については、所得税の課税について特別の措置を講ずるものとすること。(改正法附則第十四条関係)
三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第八 施行期日等に関する事項

一 この法律は、原則として、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行するものとすること。(改正法附則第一条関係)
二 経過措置その他所要の規定の整備を行うものとすること。

(一) この法律は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとすること。(第四条第一項関係)
二 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとすること。(第四条第一項関係)
三 この法律の運用等
一 国は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、国

民の信頼にもとることのないよう、これを適切に使用しなければならないものとすること。(第四条第二項関係)

第二 政党的届出に関する事項

一 政党交付金の交付を受ける政党の届出

政党交付金の交付を受けようと/orする政党は、毎年一月一日(以下「基準日」という。)現在における次に掲げる事項を、基準日の翌日から起算して十五日以内に、自治大臣に届け出なければならないものとすること。(第五条第一項関係)

1 名称及び略称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名等

4 会計監査を行うべき者の氏名等

5 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名等

6 前回の総選挙並びに前回及び前々回の通常選挙における当該政党のそれぞれの得票総数

7 支部の数、その名称、主たる事務所の所在地等

8 その他の事項

二 届出に併せて提出する書類

1 の届出には、次に掲げる文書を併せて提出するものとすること。

(第五条第二項関係)

1 紹介その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書

2 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書

3 所属する衆議院議員又は参議院議員の他の政党の届出において所属している者として記載されていない旨の宣誓書等

4 その他の文書

三 総選挙又は通常選挙が行われた場合の届出

政党交付金の交付を受けようと/orする政党は、その年において総選挙

又は通常選挙が行われた場合には、一に掲げる事項を、当該選挙により選出された衆議院議員若しくは参議院議員の任期の初日又は当該選挙に出なければならないものとすること。(第六条第一項関係)

在で、選挙基準日の翌日から起算して十五日以内に、自治大臣に届け出ること。(第五条第三項及び第六条第二項関係)

四 届出事項の異動の届出等

(一) 政党は、一及び三の届出及びこれに併せて提出する文書に係る事項に異動があつた場合には、所要の事項を届け出るものとするもの

(二) 一、三及び(一)の届出があつた場合には、届出事項を告示するものとすること。(第五条第四項及び第六条第二項関係)

第三 政党交付金に関する事項

一 政党交付金の交付等

(一) 国は、政党に対して、政党交付金を交付すること。(第三条第一項関係)

(二) 政党交付金は、議員数割及び得票数割とすること。(第三条第二項関係)

二 政党交付金の総額

(一) 每年分として各政党(第二、一又は三の届出をした政党とする。

以下同じ。)に交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口(基準日の直近において官報で公示された國勢調査の結果による確定数をいう。)に三百三十五円を乗じて得た額を基準として予算で定めるものとすること。(第七条第一項関係)

(二) 每年分の議員数割の総額及び得票数割の総額は、(一)の総額のそれ

ぞれ二分の一とすること。(第七条第二項関係)

三 政党交付金の額の算定等

(-) 各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定

1 每年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、
2 の議員数割の額と、3 の得票数割の額とを合計した額とすること。

(第八条第一項関係)

2

各政党に対して交付すべき議員数割の額は、議員数割の総額に

当該政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を各政党に所

属する衆議院議員及び参議院議員の数を合算した数で除して得た
数を乗じて得た額とすること。 (第八条第二項関係)

3

各政党に対して交付すべき得票数割の額は、得票数割の総額の

四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を
合計した額とすること。 (第八条第三項関係)

(1) 前回の総選挙の小選挙区選出議員の選舉における当該政党の
得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で
除して得た数

(2) 前回の総選挙の比例代表選出議員の選舉における当該政党の
得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で
除して得た数

(3) 前回及び前々回の通常選挙の比例代表選出議員のそれぞれの
選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の
得票総数を合算した数で除して得た数を合算した数の二分の一

(4) 前回及び前々回の通常選挙の選挙区選出議員のそれぞれの選
挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得
票総数を合算した数で除して得た数を合算した数の二分の一

(5) 政党交付金の算定期日等

1 その年分として各政党に交付すべき政党交付金の額は、その年

の基準日現在において算定した額とすること。 (第九条第一項関
係)

2 基準日現在において算定した額とすること。 (第九条第一項関
係)

においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付

金の額は、当該選挙基準日の属する月までは基準日現在において
算定された政党交付金の額の月割の総額と、選挙基準日の属する
月の翌月以後は当該選挙基準日現在で算定された政党交付金の額
の月割の総額とを合計した額とするものとすること。

当該選挙基準日後にさらに総選挙又は通常選挙が行われた場合
においては、この例により月割で算定した額を合計した額とする
ものとすること。 (第九条第二項から第四項まで関係)

四 政党交付金の交付決定等

(-) 自治大臣は、その年分の政党交付金を計上する年度の国の予算が
成立したときは、速やかに、その年分として各政党に対して交付す
べき政党交付金の額を決定し、これを各政党に通知するとともに、
告示するものとすること。決定後、総選挙又は通常選挙が行われた
場合において、政党交付金の額に異動が生じたときも同様とするこ
と。 (第十条関係)

(-) 各政党に対して交付すべき政党交付金は、毎年、四月、七月、十
月及び十二月にそれぞれ交付すること。この場合におい
て、各政党は、請求書を提出するものとし、当該請求書を提出しな
いときは、政党交付金を交付しないものとすること。 (第十一条関
係)

(-) 当該年分の政党交付金を計上する年度の国の予算が成立しないこ
と等の事由により(一)及び(二)により難い場合における交付手続、交付
時期及び交付額については、政令で定めるところにより、特例を設
けることができるものとすること。 (第十二条関係)

第四 政党交付金の使途の報告に関する事項

一 会計帳簿の記載等

を充て又は政党基金（特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。）を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く。）をいい、支部政党交付金の支給を含み、支部政党交付金による支出を含まないものとすること。（第十四条第一項関係）

支部政党交付金による支出とは、政党の支部の支出のうち、政党交付金による支出に準ずるものとすること。（第十四条第三項関係）

(1) 政党的会計責任者は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載するものとすること。（第十五条関係）

(2) 政党的支部（一以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載するものとすること。（第十六条関係）

二 政党的報告書の提出等

(1) 政党的会計責任者は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年ににおける次に掲げる事項を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に総選挙又は通常選挙があつた場合には、四月以内）に、自治大臣に提出しなければならないものとすること。（第十七条

条第一項関係）

- 1 政党交付金については、総額、交付を受けた金額及び年月日
- 2 政党交付金による支出については、総額、自治省令で定める項目別の金額、人件費その他の経費以外の一件一万円を超える支出の支出先、支部政党交付金の金額、政党基金の残高等

(2) (1)の報告書には、支部から徵収した(2)の支部報告書、これらを集計した総括文書、領收書等その他所要の文書を併せて提出するものとすること。（第十七条第二項関係）

(2) 支部政党交付金の支給を受けた政党の支部の会計責任者は、十二月三十一日現在で、支部政党交付金による支出について、(1)及び(2)

の政党の報告書及び文書を、その日の翌日から二月以内（この間に総選挙又は通常選挙があつた場合は、三月以内）に、当該支部政党交付金を支給した政党の本部又は支部の会計責任者に提出するものとすること。（第十八条第一項及び第二項関係）

この場合においては、当該支部報告書を当該支部が所在する都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならないものとすること。（第十八条第三項関係）

三 監査意見書等の添付

(1) 政党的会計責任者は、政党の報告書を提出するときは、会計監査を行なうべき者の監査意見書とともに、公認会計士又は監査法人が行つた監査に基づき作成した監査報告書を併せて提出しなければならないものとすること。（第十九条第一項から第三項まで関係）

(2) 政党的支部の支部報告書には、監査意見書を添付するものとすること。（第十九条第四項関係）

第五 政党的解散等に係る措置に関する事項

一 政党的合併

(1) 政党が合併する場合において、その年分として当該合併により解散する政党（以下「合併解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、当該合併により存続する政党（以下「存続政党」という。）又は新たに設立される政党（以下「新設政党」という。）に対して交付するものとすること。

(2) (1)の報告書には、支部から徵収した(2)の支部報告書、これらを集

計した総括文書、領收書等その他所要の文書を併せて提出するものとすること。（第23条第一項関係）

政党の得票総数は、存続政党にあつてはその得票総数に当該合併解

散政党の得票総数を加えた数を、新設政党にあつては当該合併解散政党の得票総数を合算した数を、それぞれ得票総数とみなすものとすること。（第二十四条第四項関係）

二 政党的分割

(一) 政党的分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党（以下「分割解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金のうち未交付のものについては、当該分割により設立される政党（以下「分割政党」という。）に対して、各分割政党に所属する衆議院議員又は参議院議員で当該分割解散政党に所属していたものの数であん分した額により、交付するものとすること。

（第二十三条第三項関係）

(二) 分割政党に係る政党交付金の算定における当該分割政党の得票総数は、当該分割解散政党の得票総数を当該分割政党の所属議員（总数は、当該分割解散政党の得票総数を当該分割政党の所属議員（总数は、当該分割解散政党の所属候補者であつた選挙又は通常選挙において当該分割解散政党の所属候補者であつた者に限る。）の数であん分した数を、当該分割政党の得票総数とみなすものとすること。（第二十五条第四項関係）

三 政党的解散等

(一) 政党的解散等に該当しない政治団体となつた場合は、当該政党の要件に該当しない政治団体となつた日の属する月までは、

その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の月割の総額を当該政治団体に交付するものとすること。（第二十七条第一項関係）

(二) 政党的解散し、又は政党でなくなつたときは、当該政党の会計責任者であった者は、その年における政党交付金による支出について、第四、二の報告書、支部報告書及び総括文書等を、自治大臣に提出するものとすること。（第二十八条第一項関係）

一 報告書等の要旨の公表
自治大臣は、第四、二又は第五、三の報告書、支部報告書及び総括文書を受理したときは、これらの要旨を公表するものとすること。

（第三一条関係）

二 届出書、報告書等の書類の保存及び閲覧
(一) 政党的届出書、報告書等の書類又は政党の支部の報告書等は、「これらの書類に係る告示日又は公表日から五年間保存するものとすること。（第三十二条第一項から第三項まで関係）

(二) 何人も、(一)の告示日又は公表日から五年間、政党の届出書、綱領、党則等、報告書等の書類又は政党の支部の報告書等の閲覧を請求することができるものとすること。（第三十二条第四項及び第五項関係）

第七 政党交付金の返還等に関する事項

一 自治大臣は、政党がこの法律の規定に違反して政党交付金の交付の決定を受けた場合には、当該政党交付金の全部又は一部の交付を受けないときにおいてはその交付を停止し、既に交付を受けていきにあつては、期限を定めて返還を命ずることができるものとすること。（第三十三条第一項関係）

二 自治大臣は、政党交付金の交付を受けた政党が次のいずれかに該当することとなつたときは、政党交付金の返還を命ずることができるものとすること。（第三十三条第二項関係）

(一) その年における政党の政党交付金又は政党の支部の支部政党交付金の額から政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出を控除して、残余がある場合
(二) 政党的解散し、又は政党でなくなつた場合において、(一)に準じ残余又は基金の残高を有するときは、当該

政党に対する交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとすること。（第三十四条第一項関係）

第八 届出書類等の説明聴取等に関する事項

- 自治大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、提出された届出書類、報告書等に形式上の不備があり、又はこれらの記載が不十分であると認めるときは、その提出をした者に対して、説明を求め、又は理由を示してその訂正を命ずることができるものとすること。（第三十七条関係）
- この法律に基づく処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないものとすること。（第三十九条関係）

る提出の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況等を勘案し、その見直しを行うものとすること。（附則第五条関係）

四 その他所要の規定を整備すること。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案要綱

第一 設置に関する事項

総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）を置くものとすること。（第一条関係）

第二 所掌事務に関する事項

審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関する調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告すること。（第二条関係）

第三 改定案の作成の基準に関する事項

一 第二の改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにしてることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとする

こと。（第三条第一項関係）

- この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行するものとすること。（附則第一条関係）
- この法律の施行前に政党が合併又は分割を行つた場合について、第五、一又は二と同様の特例措置を講ずること。（附則第三条関係）
- 政党交付金の総額の見直し

この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について、改正後の公職選挙法及び政治資金規正法の施行状況を踏まえ、政党の政治活動の状況、政党財政の状況、政治資金の個人によ

第四 勘告の期限等に関する事項

一 第二の勘告は、十年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最

第一項關係

初に官報で公示された日から一年以内に行うものとすること。
（第四）

第九 その他

（附則第一條）

一にかかるらず、普請会は、名連考区の人口の多い方々（）

のとすること。（第四条第二項関係）

第五 勧告の尊重に関する事項

内閣総理大臣は、審議会から第二の勧告を受けたときは、これを尊

第六 組織に関する事項

審議会は、委員七人をもつて組織するものとすること。（第六条第一款）

一項關係

二 委員は、國會議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小

選挙区選出議員の選挙区の改定に関する公正な判断をすることができる。

もののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するもの

三、米穀の仕送は、五年とするものとすること。
（第六条第五項関係）

四 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものと

すること。その職を退いた後も、同様とすること。（第六条第七項閲

保

第七 会長に関する事項

こと。（第七条関係）

行政機關及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、

説明その他の必要な協力を求めることができるものとすること。
(毎)



資料



一九九三・九・二

経団連による企業献金

幹旋の廃止について

日本社会党書記長
赤 松 広 隆



るよう求めるとともに、いやしくも一時的な世論への対策としたり、「裏で幹旋を続ける」というようなことがないよう要望する。

一、経団連による年間百億円以上もの自民党への定期的献金、及び選挙の度に自民党への融資を保証する形で金銭面の支援が行われてきたことは、「自由主義体制を守る」という冷戦下での発想に裏打ちされ、カネの力で政策や政治家に影響力を行使する形で、公正な政治の実現を妨げてきた。これを全面的に廃止することは時代の要請であり、細川新政権の明確な政治改革の方針にも沿うものだ。

一、連立与党は、企業・団体から政治献金について、政治家や政治団体に対するものを全面的に禁止するとともに、政党に対しても「廃止の意見に考慮し五年後に見直す」ことで合意し、法案作りに取りかかっている。社会党は、さらにそれが徹底したものとなるよう、引き続き努力を傾注する決意である。

一、ただ、今回の決定は、経団連が企業献金の仲介役を降りるという

ものにすぎず、業界団体や個別企業の政治献金の扱いに及んでいない

い。経団連が企業献金を幹旋してきたのは、個別業界や個別企業に委せると腐敗の温床になるということが大義名分であったはずであり、幹旋をやめると同時に企業献金の廃止そのものへと踏み出すべきである。経団連をはじめとする経済界は、対政党、対個人を問わず、全面的で実質的な企業献金廃止の方向へと自主的に改革を進め

以上

緊急経済対策

経済対策閣僚会議

目次

- I. 規制緩和等の推進
 - 1. 規制緩和等の実施
 - 2. 地域開発等プロジェクトの推進
 - 3. 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ
 - 4. 引き続き規制緩和を推進するための措置
 - (1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し
 - (2) 報告等による国民負担の軽減
 - (3) 苦情処理、広報・公聴活動の充実
 - 2. 円高差益の還元
 - 1. 公共料金等の円高差益還元等
 - 2. 一般輸入消費財等の円高差益還元
 - 3. 国民への円高差益還元機会の提供
 - 4. 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化
 - 5. 実施状況の点検
 - III. 厳しい経済情勢等への対応
 - 1. 厳しい経済情勢等への対応
 - (1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

- (1) 災害復旧事業等の推進
- (2) 住宅投資の促進
- (3) 構造調整に資する設備投資の促進
- (4) 中小企業対策等
- (5) 雇用対策
- (6) 税制上の措置
- (7) 輸入の促進
- (8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営
- (9) 調和ある対外経済関係の形成
- (10) OTOにおける苦情処理体制の充実・強化の検討
- (11) 以上の対策を講ずるほか、
経済社会構造の変革に向けての検討
- (12) 経済社会構造の変革に対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景
気回復には予断を許さないものがある。

我が国経済は、公共投資や住宅投資には回復の動きが見られるものの、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、急激な円高や災害、異常気象による影響もあって、回復に向けた動きにも足踏みがみられる。また、経済の先行きに対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景気回復には予断を許さないものがある。

このような現下の経済の緊急状況を克服し、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長路線へ円滑に移行させていくことは、現内閣に課された喫緊の課題である。

政府は、昨年三月以来、三次にわたる経済対策と景気に配慮した平成五年度予算を通じて今次の景気低迷に鋭意対処してきたところであるが、以上のような認識にたって下記のとおり緊急経済対策を講することとした。本対策は、現内閣がその成立後間もなくその準備に着手した規制緩和と円高差益還元の両施策のほか、円高の影響や災害によ

る被害への財政措置を伴う対応等国民が直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応しうる幅広い諸施策から成り立っている。

また同時に、本対策は、現下の経済情勢に即応するのみならず、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備・調和ある対外経済関係の形成といつた我が国の中長期的な課題の解決に向けて大きく第一歩を踏み出すものである。

政府としては、本年度予算や今年四月に決定された総合的な経済対策を引き続き着実に実施し、その効果を速やかかつ十分に発現させる一方、本対策を早急に実行に移すことにより先行き不透明感を払拭しつつ、景気回復への動きを確固たるものとし、もって、国民生活向上と成長力の充実・強化、並びに調和ある対外経済関係の形成に資することを期待する。

記

I 規制緩和等の推進

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第一歩につながる公的規制の緩和等を推進するとともに、手続の簡素化・円滑化を図ることにより経済の活性化を図るほか、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の發揮を確保するため、引き続き公的規制の緩和等を推進する。

1. 規制緩和等の実施

新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセス改善を通じた輸入の促進、申請負担

の軽減による経済的コストの削減等を図り、内需の振興、輸入の拡大等を期するため、別紙1のとおり九四項目にのぼる公的規制の緩和等を行ふ。

2. 地域開発等のプロジェクトの推進

地域開発等プロジェクトの実施を円滑に進めるため、各種許認可等の事務手続きの迅速化及び関係省庁間の調整の円滑化を一層推進する。とりわけ、本年度内の申請・審査に係るプロジェクトに関する事務手続きの処理期間を大幅に短縮するよう努めるものとする。

3. 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ

1及び2に掲げる措置を確実に推進するため、必要に応じ行政観察機能を活用しつつ、フォロー・アップを行う。このうち、2に掲げる措置については、大規模な地域開発等プロジェクトに係るものを中心として、措置の着実な実施を図るための推進方策（体制を含む）の在り方を検討する。

4. 引き続き規制緩和を推進するための措置

1に掲げる措置のほか、以下により、引き続き、公的規制の緩和等を推進する

(1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し

独占禁止法の適用を除外している個別の法律に基づく適用除外ルール等制度の見直しについて、平成七年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等見直し推進体制の整備を図る。また、消費者利益確保の観点から、本制度の運用には厳正に対処するとともに、独占禁止法の適用除外の要件を欠き独占禁止法違反行為と認められる行為を積極的に排除する。

(2) 報告等に係る国民負担の軽減

申請、届出、報告（統計報告を含む。）等に係る国民負担の軽減を積極的に推進するため、本年末を目途に、具体的推進方策を策定する。

(3) 苦情処理、広報・公聴活動の充実

市場アクセスの改善に資する規制の緩和を促進するため、市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）において苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。

また、規制緩和に関する国民の声を広く収集し、各省庁の施策に反映させるため、広報・公聴活動の積極的展開を図る。

II 円高差益の還元

最近の急速な円高の進展にかんがみ、円高の効果が、我が国経済の各分野に浸透し、物価の一層の安定が図られることにより、国民がそのメリットを速やか、かつ十分に享受し得る状況を醸成することが重要である。こうした観点から、別紙2のとおり、以下の円高差益の還元等に係る施策を推進する。

1. 公共料金等の円高差益還元等

(1) 円高差益還元

① 電力一〇社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成五年一月から一ヶ月間実施する。具体的な還元額はおよそ二、三〇〇億円程度（標準的な家庭で月額一〇〇円程度）となるものと見込まれる。

なお、北海道電力㈱は、円高差益還元とは別に、国内炭火力から原子力への燃料転換に伴う燃料費の減（約二〇〇億円）を原資に、平成五年一〇月から一年間の暫定料金引下げを実施する（標

準的な家庭で月額二二〇円程度の引下げ）。

② 大手ガス三社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成五年一月から一ヶ月間実施する。具体的な還元額はおよそ三五〇億円程度（標準的な家庭で月額一三五円程度）となるものと見込まれる。

③ 工業用アルコールについては、平成五年一月上旬を目途に、政府売渡価格を平均約四%引下げる（引下げ総額は年間一〇億円程度の見込み）。

④ 麦の政府売渡価格については、内外麦の需給、国際価格、為替相場、フレートの動向等を踏まえ、円高差益を反映させる方向で、できるだけ早期に決定を行うよう努める。

⑤ KDDの円高差益については、国際電話料金の値下げの形で還元することとし、合理化・効率化等により得られた利益の還元分も含め、平成五年一〇月中に平均二%程度の値下げを実施する（値下げ総額は平年度で三〇数億円の見込み）。

⑥ 学校給食用物資について、日本体育・学校健康センターから都道府県学校給食会への売渡価格を平成五年一〇月から脱脂粉乳一千kg当たり二九円、輸入牛肉一千kg当たり三〇・五〇円引下げる（平成五年度下期の還元額約一億円の見込み）。

なお、この他に日本たばこ産業㈱は、喫煙者並びに非喫煙者双方に資する環境対策すなわちスマーキング強化プランに平成五年一月から着手する。具体的には、公共施設等ヘクリーンスタン

ド約五万台（総額約一〇億円）を提供する。

(2) 内需拡大・利用者サービスの拡充等

① 国内航空運賃について、平成五年一月以降隨時家族割引等の割引運賃の拡充を行う（家族割引運賃について、適用期間を春休

みにまで拡大するとともに、現行の原則二五%の割引率を原則三五%に拡大する等）。

なお、国際航空運賃については、我が国航空企業の経営状況の改善を待つて方向別格差是正の措置を講ずる。

② 鉄道運賃について、平成五年九月以降隨時週末用の割引乗車券等新たな割引乗車券の導入を行う。

③ 国内旅客船運賃について、平成五年一〇月以降隨時周遊・回遊に係る運賃の割引率の拡大等を図る。

④ 近年の国内産糖事業の合理化等を踏まえて、平成五砂糖年度（五年十月～六年九月）の国内産糖合理化目標価格を引き下げる。

2. 一般輸入消費財等の円高差益還元

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、国民生活に関連が深い輸入消費財等を中心として、広く差益還元を促進するための施策を行う。

(1) 関係業界への要請等

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、所管省庁から、輸入農林水産物、輸入酒類、石油製品、耐久消費財、非耐久消費財、住宅及び住宅関連資材等個別商品分野ごとを中心に、関係する業界に対し、九月中を目途に、文書により要請を行う。

(2) 小売業界（百貨店、スーパー、中小小売商業等）及び生活協同組合への円高活用プランの策定等について、九月中を目途に文書等により要請を行う。

(3) 独占禁止法の厳正な運用

カルテル、再販売価格維持、並行輸入の不当阻害等の独占禁止法違反行為によって、円高差益の還元が不适当に妨げられることのないよう、関連情報の収集に努めるとともに、違反事実が認められた場合には、厳正に対処する。

3. 国民への円高差益還元機会の提供

円高差益還元のフォーラム及びフェア（輸入品フェア、住宅フェア等）等について、九月以降における開催を促進するとともに、総合輸入促進センターの設置等により、国民への円高差益還元機会の提供を図り、併せて円高差益還元への理解を促す。

4. 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化

輸入品価格動向等調査の拡充、物価モニター・国民生活センター及び貿易統計の活用等により、今後、情報収集の強化・充実を図り、円高の価格への反映を注視しつつ、消費者への情報提供を強化する。

5. 実施状況の点検

今後、物価担当官会議等において、上記の施策等の実施状況を点検し、施策の実効性ある推進を図る。

III 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

急激な円高が輸出等に与える影響や災害による被害など、国民が直面する厳しい経済情勢に対応すると同時に、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築や、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、良好な対外経済関係の形成等の我が国経済が抱える中長期的な課題の解決にも資する諸施策を推進する。

1. 厳しい経済情勢等への対応

急激な円高、冷夏や災害の頻発を背景に生じている厳しい経済や生

活状況、将来に対する不安や懸念に対処するため、災害復旧、中小企業対策、雇用の安定等のための諸施策を推進するとともに、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備、住宅投資の促進、構造調整に資する設備投資の促進を図る。

(1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

① 円高差益還元や規制緩和に関連した社会資本の充実を図ることとし、また、文化の香り豊かで美しい質の高い生活環境の形成に資する分野に重点化を図るとともに、生活者・消費者が生活の質の向上を肌で実感できるような手法を工夫して社会資本整備を推進することとして、本年度の事業の進捗状況や景気浮揚効果を勘案しつつ、一兆円の事業費の追加を行う。

② 地方単独事業についても、地域の実情に則して、高齢者・障害者にやさしいまちづくりや住宅宅地関連公共施設の整備の促進による快適な住空間の形成をはじめ、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう、地方公共団体に対して五、〇〇〇億円の事業費の追加を要請する。

③ 社会資本整備を円滑に進めるため、国、地方公共団体を通じ、地価動向に十分配慮しつつ、三、〇〇〇億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(2) 災害復旧事業等の推進

災害復旧事業等の早期決定、実施を図り、国民の生活の安全と安定を一日も早く確保する。

① 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより、集中豪雨や台風等により被害を受けた諸地域における災害復旧工事を速やかに行い、国民生活の安定を確保するため、事業費四、五〇〇億円を追加する。

(3) 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、良質な住宅の建設を更に促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の事業規模を一兆九、〇〇〇億円追加するとともに、リフォーム等を促進するため住宅取得促進税制の充実を図るほか、併せて住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

① 住宅金融公庫等の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、事業規模二兆五、〇〇〇億円を追加する。これにより、貸付枠を一〇万戸追加し、七〇万戸（当初貸付枠比一五万戸増）とする。

また、年金福祉事業団の住宅融資について、事業規模四、〇〇〇億円を追加する。

② 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の対象となる増改築等の範囲に一定の住宅改良工事を加えるとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限（現行二四〇m²）を撤廃するほか、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件を緩和（現行一〇年を一五年に延長）する（一〇月一日実施）。

③ 住宅宅地供給のための諸施策の推進

(a) 地価は住宅価格を決める大きな要因であることにかんがみ、引き続き利用価値に見合った適正な地価水準の実現を図るよう、総合的な土地対策の着実な実施に努める。監視区域については、地価に悪影響を与えないよう配慮しつつ、弾力的運用の方策について検討する。

② 農業共済等については、保険金支払いに係る事務手続き等の速やかな実施を図り、早期の支払いを確保する。

(b) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業等、住宅宅地の供給の促進に資する事業の着実な推進を図る。

(c) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の安定的な確保、利用者のニーズに即応した商品の提供、広報への積極的取り組みを要請する。

(d) 個人住宅に設置する高齢者、身体障害者等のための小型のホームエレベーターについて、その設計指針等を活用し、普及促進に努める。

(e) 省エネ、省資源など環境に配慮した住宅の建設を促進するため、環境共生住宅の普及促進を図る。

(4) 構造調整に資する設備投資の促進

① 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時时限の措置として、約一五〇設備を中小企業等基盤強化税制、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する(一〇月一日実施、来年九月三〇日までの時限措置)。

本措置により、直接対象となる設備のほか、それに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

② 政府関係金融機関の融資の活用

新分野への進出等リストラに取り組む意欲ある企業を幅広く支援するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等の関連融資制度の積極的な活用が図られるよう、これらの機関に相談窓口の設

置を行う等運用の改善を図る。

(5) 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次通り、中小企業等の一層の経営安定等を図るとともに、中小企業が、我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を發揮できるよう、立法措置を含めた総合的な対策に早急に着手する。

中長期的な展望にたったこれらの各措置を講ずること等により、総額一兆円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する(これにより今後一年間では、おおむね七、七〇〇億円程度の貸付規模の追加が実施される)。

① 中小企業等の経営安定対策

(a) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の影響により資金繰りが悪化している中小企業の一層の経営安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等における運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加を行う。

(b) 緊急経営支援貸付制度について、冷夏等の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業を支援する仕組みを盛り込むとともに、貸付規模を追加する。

(c) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を一層弾力的に行う。

(d) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気の情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。

(e) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通じる保証付融資の拡大等資金融通の

(6)

円滑化を図る。

② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援

中小企業が我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野進出、海外展開等中小企業のリストラ努力を支援することとし、このための法律案を早急に国会へ提出するとともに、次の措置をはじめとして各般の試作を講ずることにより、総合的な対策に早急に着手する。

(a) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。

(b) 中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、リストラ関連事業を実施する。

(c) 中小企業信用保険において別枠の設定等特別措置を創設する。

(d) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。

③ 小規模企業対策、下請中小企業対策等

(a) 小規模企業の活力を支援するため、中小企業設備貸与事業の割賦料率・リース料率の引下げを行う。

(b) 円高の影響の大きい下請事業者を対象とした調査を臨時、緊急に実施し、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引の適正化を促進するため親企業に対して通達を発出する。

(c) 中小企業の官公需受注を確保するため、地方公共団体に対し通達を発出する。

(d) 厳しい状況にある地域の経済の活性化に資するため、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく活性化計画の承認を弾力的に実施する。

雇用対策

最近の雇用失業動向と中長期的な雇用環境の変化を踏まえ、次とおり雇用対策の充実を図る。

① 雇用動向についての情報の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるほか、雇用調整助成金制度について、昨年一〇月に実施した雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を延長し、引き続き業種指定を機動的に行うこと等、制度の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。

② とりわけ雇用調整の影響を受けやすい中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定を図るため、転職に必要な職業訓練の実施、産業雇用安定センターの活動への援助等を図ることにより、産業、企業間における失業を経ない円滑な労働移動を図るとともに、リストラの進展による雇用不安を招かないよう、事業主に対する適切な指導援助、職種転換のための能力開発を支援する給付金制度の拡充を行う。

③ 新分野開拓等を行う企業に対する大規模雇用開発促進助成金、地域雇用環境整備助成金を活用した支援、新規学卒者の雇用の確保を図るために積極的な求人開拓、求職者の早期再就職を図るための機動的な職業紹介など諸対策の充実を行う。

④ 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を拡充する。

(7) 税制上の措置

① 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の適用対象に一定の住宅改良工事を追加するとともに、増改築等に係る家屋の床面積

要件の上限の撤廃、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件の緩和を行う。

② 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通

構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・

合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時时限の措置として、約一五〇設備を投資促進税制の対象に追加する。

③ 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、個人住民税における特定扶養親族に係る控除額を平成六年度税制改正において引上げる。

(8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営

① 金融機関の徹底した合理化を進めつつ、株共同債権買収機構の一層の活用等を図ることにより、不良資産の円滑な処理を推進する。

④ 自動車関連部品類、粗糖をはじめとする関税の見直しについて

は、平成六年度の関税改正作業の中で総合的に検討する。

⑤ 良質かつ安価な住宅の輸入の促進を図るため、輸入住宅の常設展示場を確保するとともに、住宅を日本輸出入銀行の製品輸入金融の特定品目の対象とするほか、関係省庁、輸入業者、海外対日輸出業者等からなる協議会を設置し、住宅の輸入に関する具体的な課題の検討を行う。

⑥ 輸入拡大月間（一〇月）において、各種メディアを通じた輸入拡大広報、キャンペーん、輸入品フェア等を集中的に実施し、国民を挙げた輸入拡大への取組を強化する。

⑦ 開発途上国支援については、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するため、適正かつ効果的・効率的な途

応策をはじめ、中長期的な経済構造の改革を含む我が国内需拡大努力を行うとともに、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等を通じた国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進等

① 内外に我が国の輸入拡大に対する姿勢を明らかにするため、輸入拡大に係る理念と今後の基本的方向を示す輸入拡大に関する基本方針を策定する。

② 一層の輸入拡大を図るため、日本輸出入銀行の製品輸入金融を拡充し、引き続き低利融資を行うとともに、輸入拡大に必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい対日投資を融資対象とする輸入促進基盤強化融資制度を日本開発銀行等に創設し、低利融資を行う。

③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入促進センターを新たに創設する等日本貿易振興会の輸入促進機能を強化する。

2. 調和ある対外経済関係の形成

上記の公的規制の緩和や円高差益の還元、厳しい経済情勢等への対

上国援助の実施を図りつつ、本年六月策定のODA第五次中期目標及び開発途上国への資金協力計画の着実な推進に努める。

一九九三・九・二

(2)

OTOにおける苦情処理体制の充実・強化の検討

市場アクセスの一層の改善を図る観点から、OTOにおいて苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。
以上の対策を講ずるほか、将来への不透明感を払拭し、国際社会とも共存可能な、活力と創造性のある経済社会構造の構築のため、今後の展望を広く国民に示すことが必要である。こうした観点から、次の検討を推進する。

1. 経済社会構造の変革に向けての検討

我が国経済をめぐる近来の内外経済諸情勢の変化等に対応し、中長期的な視野からの我が国の経済社会構造の変革を視野に入れ、今後我が国として掲げるべき理念と採るべき施策の在り方にについて、年内にも結論を得るよう経済改革研究会における検討を推進する。

2. 抜本的な税制改革の検討

所得税減税を含めて直間比率の是正など所得・消費・資産の均衡のとれた税体系の構築のための税制の抜本的改革について、税制調査会における総合的な検討を推進する。



環境基本法政府案の 再提出に際しての要望事項

日本社会党環境部会

部会長 矢田部

理

一、環境アセスメント（第二十条関係）

環境アセスメントは、開発事業者に実施させるばかりでなく、国及び都道府県がその適否を審査するとともに、とくに必要な場合、独自に環境アセスメントを行なうことができるような法制度を想定することとし、その根拠となるような条文に改めること。

二、環境基本計画（第十五条関係）

環境基本計画は、国会の承認を受けなければならないものとするとともに、地方公共団体は住民参加のもとに地域環境基本計画を定めるものとすること。

三、海外の事業活動（第八条関係）

事業者は、本邦以外の地域において行なわれる事業活動についても、環境保全に適切に配慮するよう努めなければならないものとすること。

四、調査研究の実施（第二十八条関係）

環境保全の施策の策定に必要な国の調査については、生物多様性保護の見地から行なわれる自然環境に関する調査が重視されるものとするとともに、合わせて研究も実施されるよう改めること。

五、国際協力における国の配慮等（第三十五条）

国際協力の実施に当たって国の行なう配慮や措置は、努力規定ではなく明確な義務規定に改めること。

いう。)を定めなければならない。

参照条文(政府案)

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するためには必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるものほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるものほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」と

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聽いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第二十一条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等に

ならない。

ついて適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一九九三・九・二二

異常気象農業災害

対策に関する申し入れ

記録的な長雨や低温により、全国で深刻な農業災害がもたらされている。今後、被害の実態が明らかになるにしたがい、農業生産者の経営のみならず、消費者の食生活にも影響がでるものと心配されている。この異常気象による農業災害対策について、政府は早急に異常気象農業災害対策本部を設置するとともに、以下の事項についてすみやかに実行すべきである。

④共済金支払の国庫負担分満額を補正予算計上すること。

一、他用途利用米は全量政府米価格で買い上げる他、被害甚大農家については、他用途利用米出荷免除の特例措置を講ずること。

三、制度別・用途別需給均衡化特別対策事業要件の見直し及び、本事業予算枠満額活用により政府米集荷に万全を期すこと。

四、被災農家の飯米確保対策として、政府米借用を認めること。

五、自作農維持資金の融資枠の確保、貸付け限度額の大幅引上げ及び、金利の低利化を図ること。

六、各種制度資金の償還期限の延長、利子減免等の条件緩和措置を講ずること。

七、土地改良負担金について元金延長、利子減免を講ずること。

八、作況指數は、実態を正しく反映したものにすること。

九、網目の改善を図ること。

一〇、米の在庫一五〇万トン確保、モミ備蓄の拡大を図ること。

一一、農家の自主性に基づく転作の大幅緩和と、復田対策奨励金（一〇アール当たり三万円）

を講ずること。明年度の転作方針を早期に決定すること。

一九九三年九月二二日

日本社会党

異常気象農業災害対策本部

一、農業共済関係について

①農業共済の損害評価の早期認定と共済金の早期支払を行うこと。

②収穫皆無農家について即時一括認定を行い青刈り措置を適用すること。

のこと。

③異常気象災害地域には足きり全廃などの特例措置や農業共済組合への事務費補助増額を図ること。

農林水産大臣 畑 英次郎 殿

本 部 長 久 保 巨
農林水産局長 谷 本 巍
農林水産部会長 辻 一 彦

政策の焦点 I

緊急経済対策について

前田恭宏

見栄えのする対策ではあるが

連立政権が九月一六日決定した「緊急経済対策」は、及第点を与える方向性と内容を備えているといえるだろう。中長期的には生활者重視の経済構造への転換をめざす規制緩和と円高差益還元を軸に据え、短期的にも、厳しい財政状況の制約の中、公共投資と財政投融資の活用による政策金融の拡大を図るなど国民生活に目配りした従来にない「プロポーション」のよさを備える景気対策となつた。同二一日には、景気下支えの「最大限の措置」と日銀自らが誇るまでの水準、史上初の一%台（二・五→一・七五%）へと公定歩合の引き下げも発動された。景気浮揚に向けた諸施策は、ほぼ出尽くした感がある。

しかし、即効性と需要の直接喚起に結び付くインセンティブ（刺激策）に欠けるとの批

判は、本対策の瑕疵（かし）を鋭く突く。生활実感に根差し減税を望む世論と、無い袖は振れぬという大蔵省流の健全財政至上主義との綱引きは、景気動向の推移の狭間で、熾烈になるのは想像に難くない。冷静でしかも果斷な政治力の發揮が求められる時期は、遠からずやってこざるをえないだろう。

経済の枠組み問い直す構造改革

緊急対策には、規制緩和九四項目と円高差益還元策、住宅投資、政策減税など十項目の内需拡大・輸入促進策が盛り込まれている。

このうち財政措置を伴う事業規模は教育・住宅減税などの政策減税を除き六兆一千五百億円。連立政権の金看板でもある生活者の視点に立った社会資本整備や住宅金融公庫の融資拡充、中小企業及び雇用対策等々にも苦心の跡が見える。

特筆できるのは、一ヶ月足らずの間に、規制緩和の具体策について実施時期を含めて列挙したこと。宅地開発規制の緩和からタクシーレンジの弾力化、果てはビールの小口醸造の解禁まで、産業界から国民生活に密着する分野まで様々なメニューが網羅された。

規制の緩和は、単に競争の促進や輸入の増大をもたらすだけでなく、新しい成長分野を提供し経済活性化への道を開くことも期待できる。その意味で、不徹底に終わった分野の改革にも躊躇なく取り組むべきだろう。同時に、食品・医療品などの安全性や製造物責任の明確化といった消費者保護の施策及び環境保全等を目的とする社会的規制の整備も急がれている。

生活の質向上を絶えず視野に置いた、いわゆる「持続可能な成長」を考える上で、今回の規制緩和が内包する長所と短所、それぞれが問い合わせるべきものは大きいといえる。

円高差益還元策において、連立政権の消費者重視の姿勢はいっそう際立つ。電気・ガスなど十項目の公共料金を引き下げ、一年間で約二千七百億円を還元する方針に、その真骨頂は如実となる。十一月から実施される電気・ガスの値下げ額は、標準的な家庭で月二三

五円程度。まさに取るに足りない額と一笑に付すこともできる。しかし、個々の利益は利益として、帰属すべきところに帰属させる消費者優先の連立政府の思想は愚直なまでに貫かれ、およそ自民政権下では望めない発想の差益還元が実現するのである。

改めて触れるまでもなく、円の高進は日本経済の牽引車であった自動車・家電などの基幹産業に深刻なダメージを与えていた。他方、年初に比べて円の対外購買力は数字の上では増えたことになる。海外から贈られた一種の減税プレゼントといえなくもない。輸入物価はこのところ前年同期比で一〇%程度低下しており、確かに波打ち際まで円高メリットは表れている。ところが、消費者物価は野菜等の高騰要因もあるが一・四%とはいえ上昇。どこかに差益が滞留しているのは間違いない。

今回の還元策が、規制緩和との相乗作用で、差益滞留の元凶と目される複雑に入り組んだ流通機構の簡素化に端緒を開き、懸案の内外価格差の構造的な解消にまで踏み込めるか、期待をもって注視したい。

放置できない縮み現象

九月の各種経済指標は、企業も消費者も縮み志向を強めていることを裏付けるデータで埋まった。四～六月期の国民所得統計速報で

はGNPの実質成長率は前期比年率で二・〇%のマイナスを示す一方、景気動向指数（七月）も三ヶ月連続で景気判断の分かれ目となる五〇%を下回った。八月の有効求人倍率は〇・七〇倍と六年ぶりの低水準。

八月に出た「家計調査報告」では、六月の可処分所得の大幅な減少（前年同月比マイナス二・六%）など受け、九三年上半期の消費支出は前年同期比で〇・九%の減となり、第二次石油危機後の八一年下期以来の落ち込み幅となつた。所得の伸び悩みは、九二年分

「民間給与実態調査」でも顕著な傾向を見せている。昨年の民間サラリーマン等の平均年収は四五五万円で前年に比べて一・九%しか増えていないのに、給与総額に占める所得税の負担割合は九年改正時の五・七三%が六・五三%までに上昇している。給与の伸び率が二%を割ったのは「なべ底景気（不況）」

以来三四年ぶり、重税感の強まりを示す所得税負担割合は三五年ぶりの高水準となつた。

このままでは、出口の見えない不況を必要以上に悲観して、本格的な雇用調整が始まることはない。雇用調整は、雇用者の所得減少を通じて消費後退を必然的にもたらし、底割れの可能性を大きくする。放置すれば、雇用の過剰感と所得の低迷が「縮み」への悪循環を加速させるのは必至だろう。

不況は潜在成長力に対する需給の不足、需

給ギャップによって生じる。このギャップを取り除く政策手段としては、公共投資の積み増し、公定歩合の引き下げによる設備投資の刺激、所得減税による消費の拡大などがあるが、政府は減税以外のカードは全て切ったといえるだろう。残されているのは所得税減税だけであり、その大胆な実行なくして、国全体に蔓延している心理不況を解きほぐし難いのは、これら指標の数字が雄弁に物語っている。

折しも、九月二二五日閉幕した七カ国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）は、議長見解としてわが国に対し、「経済全般の規制緩和と税制改革への期待」を表明。内需拡大による景気浮揚に欠くべからざる手段として、減税の断行が国際的にも迫られることになったのである。

妙案含む減税手法とは

社会党はこの間、底這い傾向から一向に抜け出す様子を見せない、消費不況の色濃い景気の現状からも、消費に対する直接的な刺激策である所得税減税等の必要性を終始一貫して主張してきた。

それは、

① GNPのおそよ六割（五六・六%）を占める民間最終消費支出（＝個人消費）を活性化させない限り、即効的かつ力強い回復は望めない——し、

(2) 景気浮揚策にからめた規制緩和や円高

差益還元などの構造改革がより効果を挙げるためにも、国民の財布のひもを緩める方策が不可欠（減税など財政政策とのベストミックス論）——と、

考えたからでもある。

当面の減税の手法としては、物価上昇（九〇～九三年度の四年間の消費者物価上昇率は推計約一〇%程度）による実質増税構造の解消に向け、物価調整減税の意味合いを込めた一・八～二兆円規模の制度改正（給与所得控除及び基礎・配偶・扶養の人的三控除の各一〇万円の引上げ）を九四年から行うことになった。実現すれば、例えば、年収六・七〇〇万円の標準世帯（妻、子供二人）には五六万円程度の減税の恩恵が及ぶ。その上で、景気対策の観点から、本年一月に遡り、前倒し実施をめざすことになる。

現行の消費税は、逆進性や国庫不入の問題一つを取つてみても、この理念に程遠い実態であり、国民の不信感は未だ根強い。

所得税減税の財源及び間近かに迫る超高齢社会の備えとして、消費税率の引き上げをもって安易に充てようとする今の風潮に危惧を覚えるのは、不公平税制の是正を始めとする税制全般の徹底的な見直しや、消費税が抱える矛盾点の解消——など、最優先で取り組まねばならないことが、なおざりにされかねないと考えるからだ。

制度改正を伴うが、納税者に責任のない物価上昇によって結果として派生した税負担増であり、政府税調の抜本的税制改正論議とは切り離して（結論を待つまでもなく）、政府の責任で当然行うべき減税と位置付けるべき

ではないだろうか。

なお、課税最低限は、現行三・二七・八万円から四〇三・四万円へと引き上がり、パート労働者等の非課税限度額は一二〇万円（現行百万）となる。

大蔵省は財源問題に方が付かないかぎり、

直截なもの言いをすれば消費税率アップの担保がなければ、減税に応じない姿勢を頑として崩そうとしない。それは、ある意味では財政規律の最後の防波堤となってきた大蔵省の面目躍如たるものと、評価できなくもない。

ただし、透明性に担保される公平・公正にこそ、税制の生命線はあることを抜きにして、

財源論は語るべきではない。

財源手当については、国民的な合意ができるまでの間、つなぎ国債を発行しても、大幅減税を行い景気回復を優先させるべきなのである。景気の回復後に、税の（自然）増収と歳出構造のリストラ等によって生み出されても、喰えた話ではない。

現状において、財政のバランスを経済のバランスに優先させれば、不況は進むばかりであり、行き着くところは税収減による財政赤字の増大というパラドックスである。この論理を煎じ詰めれば、税収の極端な落ち込みには大増税で対処することになってしまふ。とも、喰えた話ではない。

迫られる判断

土台の上で、消費税論議を進めるべきではないか。

政策の焦点Ⅱ

規制緩和への対応と提言

千葉謙

■許認可件数の二割削減を目指す運輸省

鐵道、タクシー、バス、トラック、航空、海運と輸送のあらゆる分野の許認可権を握る運輸省は、しばしば「許認可官庁」の代名詞のように言われる。運輸省の許認可件数は一九六六件（九一年度末時点）と、政府全体の一万九四二件の約二割（一八%）を占め、省政府ではトップの座にあるからだ。この件数に比例して天下り先となる公団、事業団、財團・社団法人なども最大の規模を誇っている。

造船疑獄、ロッキード事件にみられるような疑惑事件に名を連ねるのも運輸省が常連だ。つい最近も東京佐川急便事件で運輸省の姿勢が問われ、「許認可権が事件の温床になっている」との批判が相次いだ。また、運輸省は大蔵省や郵政省とならんて地方自治体に権限

を移譲せず、行政を中心のコントロール下においてきた官庁でもある。その運輸省が今年の四月、同省の許認可件数を今後三年間で二割削減すると発表した。政府の「新総合経済対策」（九三・四・一三）の規制緩和の促進に沿って九三年度末までに先ず一割、二年以内にさらに一割を削減するという。

三年以内に約四〇〇件に及ぶ許認可等を削減することは、これまでの常識からすれば考えられない。しかし、件数を名目的に減少させただけでは意味はない。また、規制緩和を行ったとしても行政指導で相も変わらずの規制行政が温存されるようでは何のための規制緩和かわからない。

■緊急経済対策の規制緩和項目

九月一六日緊急経済対策のなかでは九四項目にわたる規制緩和対策が盛り込まれた。運輸省関係のものとしては以下の一〇項目にわたり、①大型貨物自動車の重量制限等車両諸元の規制基準の緩和（重量制限を二〇トンから二五トンへ引上げる）②トラック事業に係る運賃・料金の届出規制の緩和（事前届出期間の短縮等）③タクシー事業に係る運賃・料

金規制の弾力化、多様化、増減車規制の弾力化④自家用自動車の六ヶ月点検の義務づけの廃止等自動車検査等の緩和⑤輸出検査対象からの除外（小型単動式4サイクルエンジン）

⑥一般旅客定期行路事業の免許申請等の事務手続きの簡素化⑦トラック事業における繁忙期の車両移動取扱に係る事業計画の変更届出の不要化⑧積荷保証船に係る船腹調整の緩和に関する荷主及び内航業界との間の協議の促進⑨鉄道事業の運輸開始の届出の廃止⑩気象測器の検定対象品目の削減となつて。運輸省ではこの一〇項目はあくまでも緊急的なもので運輸省としての許認可一割削減案を今年の一月を目途に策定し、来年の通常国会において法律事項に関するものを一括処理したいとしている。

■運輸省の規制の実態

運輸行政に許認可件数が多いのは、輸送の原点が安全にかかわるところから由来する。

同省の許認可事務の内訳を見ると、自動車・船舶の検査、鉄道の工事施行許可、航空機の耐空証明等の「安全・環境規制」が全体の四四%で最多となっている。次に事業開始の免許・許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可等の「事業規制」が全体の三一%を占めており、以下自動車・船舶・航空機の登録等の「経済活動の基盤」が同七%、中小企業対策、公益法人の設立の許可等の「その他」が同一八%となっている。また、規制緩和の態様及び各局別の許認可件数は表、図の通りであり、各局別に見ると海上技術安全局が一番多いが、運輸政策局の貨物流通関係分一二件を含めると、実質的には自動車関係の許認可件数が最大となっている。いずれにしても「安全・環境規制」は今後とも強化される必要もあるので規制緩和の方向としては事業規制すなわち経済的規制の再検討が要請されよう。

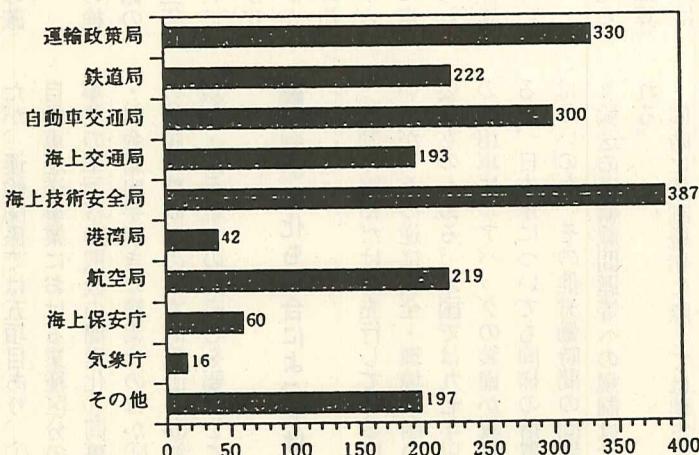
■規制緩和の進め方

規制緩和ができるところから行うとしても、提出書類の部数を一部減らすというようなや

表 運輸省所管の許認可権の態様

用語	許可	認可	承認	指定	認定	検査	届出	提出	報告	その他	合計
件数	247	309	131	53	86	71	632	88	96	253	1966

図 運輸省所管の各局別許認可件数



り方では意味がない。今回の規制緩和項目の一つである一般旅客定期航路事業の免許申請等の事務手続の簡素化は提出書類を三部から二部に減らすものだが、これを規制緩和とは呼ぶべきであろう。

タクシー運賃の例にも示されているように、現在の交通運賃の在り方は再検討されるべき時期にきている。各種の交通運賃は物価及び国民生活に与える影響が大きいとして公的な規制（運輸大臣の認可）を受け、原則として事業者が自由に価格を決めることができない仕組みとなっている。しかし、時代とともに社会・経済の状況が変わるように最近の豊かさを背景として国民の価値観も多様化しており、消費者の生き方や考え方は自由で個的な選択を求めている。運賃・料金についても昔ながらの画一的な考え方や体系で決められるとしたならば利用者のニーズに答えられる場合が出てくるし、事業者にとっても経営の自由度が狭められることになる。基本的な運賃については公共料金として国の関与が当然必要であるが、例えば鉄道の特急料金やグリーン料金あるいは航空運賃の割引運賃等については事業者の判断に委ねてもよいのではあるまいか。しかし、公共料金として交通運賃の規制を行う以上、それに見合った助成が行われる必要がある。例えば大都市圏の鉄道新線の建設は、もはや一民間事業者の手には

負えないところまできている。このような状況の下で運賃を低位に抑制するのであれば、鉄道の設備投資に際して、道路や港湾等の他のインフラ整備と同じような公的助成策の確立が望まれる。

自動車の車検・点検制度の問題は今回の検討項目に盛り込まれたものの、ユーリー側の強い要望であった自家用自動車の「初回三年、以後二年」毎の車検期間の延長は見送られた。車検時には税金・保険料のほかに整備料金として平均六万円程度の費用がかかり。この部分が自動車整備業界の売上高の約半分を占めているだけに、業界への配慮から抜本的な見直しは見送られそうだ。確かに車検制度の根幹は維持すべきであると考えられるが、車検の実施期間の延長は自動車の品質水準の飛躍的な向上という事実があるだけに再検討の余地があろう。

参入規制の問題もある。赤字路線を抱える地方バスや航空は儲かる路線の利益で不採算路線の赤字をカバーしてきたが、他方バスはマイカーに、航空も新幹線や国際的な欧米キャリアとの厳しい競争に直面して内部補助が成り立ちにくくなっている。にもかかわらず、運輸省が赤字路線からの撤退に難色を示すのでは経営の効率化も難しい。参入規制の庇護の下で積極的な事業意欲や効率的な経営意識が失われたという面は否定できないが、

運輸省が事業者の創意工夫を妨げるようではならない。なお、参考までに経団連が鉄道の設備投資に際して、道路や港湾等の他のインフラ整備と同じような公的助成策の確立が、運輸関係では五項目あり、①一般貨物自動車運送事業における業種区分の統合②同事業の車両移動取扱の簡素化③同事業の運賃・料金届出手続きの簡素化のほか④内航海運の船腹調整制度の抜本的見直し⑤鉄道事業の規制・諸手続きの見直しを希望している。

■規制の強化も場合によつては必要

規制の緩和だけが先行している形となつているが、その逆に安全・環境規制の強化が必要なものもある。米国では九七年以降すべての乗用車にエアバッグの装備が義務づけられるが、日本車についても同様の措置が必要ではないのか。その他労働時間の問題やトラック輸送の過積載問題等への規制は拡充が望まれる。

同時に規制緩和に際しては地方への権限の移譲が必要となる。都道府県単位で事業区域が完結するようなトラック事業やバス・タクシー事業については国が自ら許認可権を握りつづける必要性は薄れており、この際、規制緩和と同時並行的に地方への権限の移譲を行なうべきであろう。

第126回通常国会（1993年版）

国会報告

— 腐敗政治一掃・政権交代へ —

A5版・326頁・1100円(送料別)

(主な内容)

- 第126国会の特徴とその成果
255対220で宮澤内閣不信任／景気・減税をめぐる与野党の攻防／国会活性化に道を開いた政治改革論議
- 93年度予算案等の問題点と審議経過
92年度補正予算案／93年度予算案／93年度補正予算案／93年度地方財政対策／景気対策と所得税減税／飲食料品非課税実現へ、消費税改正法案を策定
- 政治腐敗の追及
政治腐敗の解明／金丸・竹下等の責任追及／公共事業の入札・契約制度の改革と不正献金問題
- 政治改革の取組み
これまでの政治改革論議／今国会に提出された与野党の法案／特別委員会の審議と与野党の合意点／国民合意への努力／自民党の内紛と国会解散
- 國際協力とPKO
明らかになったPKOの諸問題と今後の課題／自衛隊の在外邦人輸送任務の問題点
- 社会党の立法作業の経過と解説
環境基本法案／環境影響評価法案／住宅基本法案／大阪湾臨海地域開発整備法案／国会移転法案／心身障害者対策基本法改正案／被爆者援護法案／アスベスト規制法案／継続的役務提供契約適正化法案／情報公開法案／ODA基本法案／パート労働法案／中山間地農業振興法案、等
- 全法案と条約の要旨・審議のポイント（124臨時国会～126通常国会）
- (付録) 全法案の審議日程・審議結果・各党賛否一覧

◆弱音を吐くつもりは毛頭ないが、総選挙後の政策審議会の書記局員は、多忙を極め、大汗をかいている。先の通常国会でわが党は公明党と共同して政治改革六法案を提出して、

自民党案と厳しく対決した。そのあげく、宮沢内閣不信任の提出へと発展して、これが可決されて衆議院は解散され、総選挙に突入した。政策審議会は大慌てで選挙政策の立案・作成に追いまくられ、文字通り夜を徹しての作業が一週間ばかり続いた。

そして選挙戦への参加だ。

◆「選挙に負けて政権を担当すれば、乞食のような思いをしなければならない」と、まじりをあげ、歯を食いしばりながら選挙オルグで全国を駆けめぐった。けれども、戦いは我に利あらずで、選挙の結果、議員

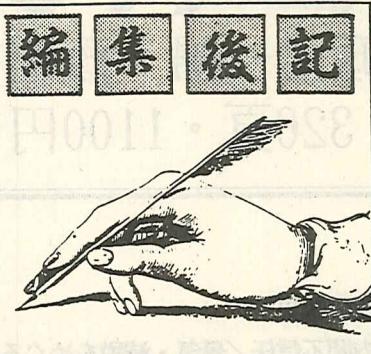
数は約半分に激減した。歴史的敗北を喫したのである。政策審議会の苦難の道はこうして始まった。議員数によって割り当てられる議員会館の事務室は半分召し上げられたばかりか、肝心の衆議院本館の委員長室までもが没収されたのである。落城の悲哀を感じるのはこのときだが、そのような感傷にひたる間もないまま、引っ越し作業が待ち受けており、三〇数名もの書記局員が狭い事務室に押し込

められ、あふれる者が続出。

◆こうした状況のなかでわが党は連立与党第一として、新政権の一翼を担うことになり、大臣を六人も誕生させた。これらの大臣の政務担当秘書官は政策審議会から送り込むことになって、事務室こそは定員ギリギリにまで緩和されたが、与党になって政策審議会が担当する仕事は、部会など従来の仕事のうえに

連立与党幹事会や政策幹事会、さらには予算編成など連立与党の事務局として作業が実質人員の削減となつた政策審議会書記局に覆い被さり、その事務量は一挙に数倍に増えて、政策立案事務どころか、次々と湧くよう出てくる新しい仕事の日程をこなすのが精一杯で、すでにパンク寸前だ。

◆しかも大臣のもとに出向した政務秘書官は、予算委員会等での想定問答集の作成に追われ、自衛隊や侵略戦争などの見解で「踏み絵」を踏まされ、追い詰められているわが党の大臣の姿を目の当たりにして辛い想いをしている。それでも政策審議会の書記局員はくじけることなく、連立の新政権を守りながら流れを変えるべく、逆転攻勢に出でわが党の展望を切り開こうと、皆頑張っている。ご声援をお願いする次第である（右）



政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義
角田義一 前畠幸子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 石田好数
早川幸彦 原野人
河野道夫 小川正浩
長谷川崇之
浜谷 悅
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 三〇〇円 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

郵便振替 東京8-80821

又は 大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

November 1993

No. 326

<FOREWORD>

SEKIYAMA Nobuyuki

Chairman of the Policy-making board

<FEATURES>

Prime Minister's address to the plenary session of the Diet

SDPJ's address to the Lower House session (HINO Ichiro)

SDPJ's address to the Upper House session (SUZUKI Kazumi)

Summary of the 4 political reform bills

<DOCUMENTS>

Policy package of emergency economic measures

<MONTHLY FOCUS>

- I. On emergency economic measures
- II. Policy proposals on deregulation

政策資料 11月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 関山信之

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111 内線3880~4

FAX 03(3502)5857

定価300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3880~4 Fax(03)3502-5857